

令和2年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和2年3月9日）

◎議事日程（第1日）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

追加日程

第 1 介護サービス事業検討特別委員会審査報告について

第 4 議案第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村一般会計補正予算（第6号））

第 5 議案第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））

第 6 議案第 3 号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

第 7 議案第 4 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について

第 8 議案第 5 号 赤井川村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例案について

第 9 議案第 6 号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

第10 議案第 7 号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

第11 議案第 8 号 赤井川村立赤井川へき地保育所条例の一部を改正する条例案について

第12 議案第 9 号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について

第13 議案第10号 赤井川村営住宅管理条例の一部を改正する条例案について

第14 議案第11号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更について

第15 議案第12号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）

第16 議案第13号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第17 議案第14号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第18 議案第15号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第5号）

第19 議案第16号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

第20 議案第17号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第5号）

- 第21 令和2年度村政執行方針
- 第22 令和2年度教育行政執行方針
- 第23 議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算
- 第24 議案第19号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第20号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
- 第26 議案第21号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算
- 第27 議案第22号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算
- 第28 議案第23号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英
									明
									君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君
副	村	長	大	石	和
会	計	管	理	者	小
総	務	課	長	高	松
保	健	福	祉	課	長
介	護	保	険	課	長
産	業	課	長	秋	元
建	設	課	長	今	城
教	育	課	長	根	井
教	育	委	員	会	次
代	表	監	査	委	員
農	業	委	員	会	会
選	挙	管	理	委	員
委	員	課	長	大	山
					政
					紀
					君

◎議会事務局

事	務	局	長	瀬	戸
書	記	青	木	秀	英
					君
					君

(午前10時00開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回赤井川村議会定例会を開会いたします。

なお、菅藤主幹におかれましては、公務のため欠席しておりますので、報告をさせていただきます。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案23件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において5番、湯澤幸敏君及び6番、川人孝則君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月12日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月12日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願いたいと思っております。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。

第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。

第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和元年12月分及び令和2年1月分の例月出納検査結果報告書並びに2月17日に実施いたしました定例監査の結果報告書の提出がありましたので、2ページから10ページとして配付いたしております。

続いて、村長より行政報告を行います。

村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。それでは、私のほうから行政報告5件についてご報告をさせていただきます。お手元の資料1ページ目をお開きください。

まず、1点目は、平成30年度普通会計バランスシート（貸借対照表）についてでございます。平成30年度の財務書類4表についてご報告をさせていただきます。地方公共団体において財務書類を作成する目的は、経済的または政治的意思決定を行うべく、当該団体の期末における財政状態に関する情報を利用する者に対し、意思決定に有用な情報を分かりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産、債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することでマネジメントを強化し、財政の効率化、適正化を図ることにあります。具体的には、地方公共団体の財政状態が分かる貸借対照表、発生主義による1会計期間における費用、収益が分かる行政コスト計算書、純資産の変動が分かる純資産変動計算書及び資金収支の状態が分かる資金収支計算書により、現在の財務状態並びに将来情報を予測することができます。ということで、今回財務4表についてご報告させていただきます。

財務書類から分かることとして、平成31年3月31日現在で赤井川村の総資産は129億円となりました。一方、負債は約27億円で、その差である正味資産は約102億円ということになっております。2ページ以降に4表について掲載をしておりますので、後ほどご高欄をいただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目になります。8ページ目になります。赤井川村国土強靱化計画策定についてということでございます。平成25年12月に公布された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき、国においては平成26年6月に国土強靱化基本計画が策定され、北海道においても平成27年3月に北海道強靱化計画が策定されております。村においても、今後想定される大規模自然災害から住民の生命、財産を守り、本村の持続的な発展を進めるとともに、今後は国の社会資本整備、長寿命化等に対する各種補助事業の活用においても本計画の策定が採択要件化されていくことから、赤井川村国土強靱化計画を策定しましたので、行政報告いたします。計画につきましては、別添、美しい村連合のマークが入った表紙のこちらを強靱化計画ということで作成いたしておりますので、こちらも後ほどお目通しいただければなというふうに思います。

続きまして、9ページ目に入ります。3点目の第2期赤井川村子ども・子育て支援事業計画の策定についてでございます。今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。本村でも平成27年度に赤井川村子ども・子育て支援事業計画を策定し、村内全ての子供が等しく質の高い教育、保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本計画が令和元年度に終期を迎えることとなるため、制度改革や子ども・子育てを巡る国や道の動きを反映するとともに、全ての子供たちが夢と希望を持って成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的に推進するため、第2期赤井川村子ども・子育て支援事業計画を策定しましたので、行政報告いたします。こちらも別添とい

うことで第2期赤井川村子ども・子育て支援事業計画ということでお手元にお届けしておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、10ページ目でございます。余市下水処理場における下水道広域化推進総合事業に関する基本協定の締結についてでございます。北後志5カ町村のし尿、浄化槽汚泥につきましては、5カ町村で構成される衛生施設組合のし尿処理施設で処理を行っていますが、昭和45年の供用開始より50年近くが経過しており、老朽化が著しい状態となっております。これまで今後の方針について構成町村で協議、検討を重ねてまいりましたが、汚水処理全般の効率化、行政コストの軽減、温室効果ガスの発生抑制を図るため、下水道、浄化槽汚泥の処理を一元化する下水道広域化推進総合事業により進めることが最も合理的であるとの結論に達しました。この方針の決定により、下水道広域化推進総合事業を円滑に推進することを目的として、基本的な事項を定めるため、北後志5カ町村及び北後志衛生施設組合で基本協定を締結しましたので、行政報告させていただきます。11ページ以降に協定書を添付しておりますので、こちらも後ほど御覧いただきたいというふうに思います。また、新年度予算においてこの協定に基づいての基本設計、実施設計の部分の予算を計上させていただいておりますので、これらについては予算説明の中で説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、最後になります。令和元年12月1日以降の工事等発注状況でございます。最後の16ページ目、1枚物になります。12月以降の発注は1件でございます。1月17日の議会委員会用音響設備購入事業でございます。金額が121万円、事業者名は東和E&C株式会社、着工、竣工については令和2年の1月17日から令和2年の3月31日までということで随意契約で契約を締結しております。

以上5点について行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め、質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま介護サービス事業検討特別委員会委員長から介護サービス事業特別委員会審査報告書が提出されております。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、介護サービス事業検討特別委員会審査報告についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 介護サービス事業検討特別委員会審査報告について

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、介護サービス事業検討特別委員会審査報告についてを議題にいたします。

本件について委員長の報告を求めます。

川人委員長。

○介護サービス事業検討特別委員会委員長（川人孝則君） 介護サービス事業検討特別委員会審査報告。

本委員会は、令和元年11月19日設置後、4回にわたりこの件に関して審査してきました。議論の過程の中で様々な意見が出ましたが、審査の結果、令和2年度については介護3事業のうち、地域密着型通所介護事業、いわゆるデイサービス事業及び訪問介護事業については直営で行い、居宅介護支援事業については赤井川村社会福祉協議会に事業所開設並びに運営を担っていただくことと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長（岩井英明君） 委員長の報告が終了いたしましたので、これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川人委員長、自席へお戻りください。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告をもって介護サービス事業検討特別委員会の審査を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、介護サービス事業検討特別委員会は審査を終了することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第3号及び日程第5 議案第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

この際、日程第4、議案第1号から日程第5、議案第2号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村一般会計補正予算（第6号））及び日程第5、議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました議案第1号及び議案第2号の説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、老人補聴器購入費補助金の交付、介護保険サービス事業特別会計への繰出金、赤井川小学校及びスクールバスの修繕のためでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月24日、赤井川村長。

それでは、令和元年度赤井川村一般会計補正予算書（第6号）の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。

令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和元年12月24日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。すみません。4ページ目ですね。第1表、歳出予算補正、歳出です。3款民生費、既定額に54万7,000円を追加し、3億4,863万7,000円に。これは、1項社会福祉費の増額でございます。

続いて、9款教育費、既定額に97万2,000円を追加し……、すみません。2ページ目です。よろしかったです。最初に総額をお話しします。9款教育費、既定額に97万2,000円を追加し、1億8,403万9,000円に。これは、2項小学校費及び3項中学校費の増額によるものでございます。

11款予備費、既定額から151万9,000円を減じ、5,078万円に。

歳出合計としては、既定額と変わらず22億9,569万9,000円でございます。

続いて、4ページをお開き願いたいと思います。それぞれのご説明を申し上げます。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、既定額に54万7,000円を追加し、5,556万5,000円に。内訳は、19節の老人補聴器購入費補助金の増額と28節、介護保険サービス事業特別会計への繰出金の増によるものでございます。

続いて、5ページになります。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に55万円を追加し、3,151万2,000円に。内訳は、テレビブースターの故障による修繕費でございます。

9款3項中学校費、1目教育振興費、既定額に42万2,000円を追加し、2,157万8,000円に。内訳は、スクールバスのヒーター故障による取替修繕費でございます。

続いて、6ページです。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から151万9,000円を減じ、5,078万円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては、12月補正後に緊急的に修繕が必要となったための対応が主なものでございます。議会議員の皆様には、事前にお知らせをいたしました。ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第2号に移らせていただきます。

議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、デイサービスセンターの修繕によるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年12月24日、赤井川村長。

それでは、令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第4号）の1ページ目をお開き願いたいと思います。

令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,453万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月24日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に51万7,000円を追加し、3,724万6,000円に。

歳入合計は、既定額に同じく51万7,000円を追加し、5,453万円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出でございます。1款総務費、既定額に51万7,000円を追加し、4,292万6,000円に。

歳出合計も51万7,000円を既定額に追加いたしまして、5,453万円にしようとするものでございます。

続いて、6ページ目をお開きください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1

目一般会計繰入金、既定額に51万7,000円を追加し、3,724万6,000円に。内訳は、歳出の増額に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思えます。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額に51万7,000円を追加し、4,292万6,000円に。内訳は、デイサービスセンターの暖房機の故障による修繕費の増額でございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。
○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第2号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号及び日程第6 議案第4号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第3号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第6、議案第3号から日程第7、議案第4号までを一括議題といたしたいと

思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第3号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第7、議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(高松重和君) ただいま上程いただきました議案第3号及び第4号についてご説明申し上げます。なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第3号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、訪問介護サービス事業及び通所介護サービス事業の運営を村が行うことにより、これら事業に従事する職員を会計年度任用職員として任用するため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページ目の改正要点資料を御覧ください。本改正は、条例別表の等級別規準職務表を改正するもので、赤井川村訪問介護事業所及び赤井川村デイサービスセンターに従事する職について、基準となる職務を規定するものです。相当の知識、専門性または経験を必要とする職務、これは施設運営基準を満たすための資格を必要とする職務を指しておりますが、これらも1級の職と位置づけておりますが、号俸により報酬差を設定することとしております。この改正により、会計年度任用職員の基準となる職務に介護サービス事業の職務が明確化されることとなります。

引き続き議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する手続を定めるため、この条例を改正しようとするものであります。

議案3ページ目の改正要点資料を御覧ください。今回の改正につきましては、第2条第2項に、会計年度任用職員のサービスの宣誓の手続については、任用形態や任用手続に応じた方法で運用できるよう総務省通知が改定されたため、別段の規定を新たに加えるものです。この改正により、サービスの宣誓の手続の簡略化が図られるものとなります。

以上、ご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 議案第3号の2ページ目、新旧の行政職基準報酬表が出ていますけれども、1から4が略されていますけれども、1番には一般行政に従事する職、2番目には教育行政に従事する職がそれぞれ規定されており、それぞれ相当の知識、専門性または経験を必要とする職務については2級という設定がされております。今回訪問介護事業、またデイサービスに従事する職を付け加えるに当たって、なぜ相当の知識、専門性または経験を必要とする職務、しかも施設の運営基準を満たすための資格であるにもかかわらず1級という設定の仕方なのか教えてください。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私のほうからご説明させていただきます。

訪問介護事業所とデイサービスセンター事業所に従事する職員につきましては、1級ということで2級の設定にはしていませんが、1級の下の段、相当の知識、専門性または経験を必要とする職務ということで、こちらのほうで給料の上がり、差をつけているというような形で設定しているところでございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 1級の中で、号俸というのでしょうか、それで報酬差を設定することですが、それでしたらなぜ一般行政の職や教育行政に従事する職は1級、2級と分けられているのか。1級と2級ではそもそも基準となる報酬の設定自体、金額がかなり異なると思います。昇給、上がり方の上限も異なってきます。なぜ教育行政や一般行政に従事する職と介護に関する職が区別されるのか、その辺合理的な説明をお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今ご質問いただきました12月議会に条例を提案させていただいた部分について回答させていただきたいと思っております。

お話がありましたように、一般行政職については1級と2級という形で整理をさせていただいております。現行担っていただいている仕事、職務の性質に応じて1級と2級とに分かれていますけれども、教育行政に従事する2級については学校教員の免許を持っている方というふうに整理をさせていただいております。一般行政職の2級というのは、特殊な資格を持って特殊な仕事、具体的に申し上げますと落合ダムの管理という話をさせていただきますけれども、そういうような専門的な職種をされている方につきましては12月の条例提案のときに2級という形で整理をさせていただいております。

今回の介護職の1級の制定につきましては、介護保険課のほうとこの条例を制定するに

当たっている議論を重ねましたけれども、介護保険課のほうではこの点についてはいわゆる報酬差、神課長からご説明があったように報酬差で整理をしたいということで給与の格付をするということで協議がされましたので、このような形で提案をしているところでもあります。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今ご説明ありましたが、今のご説明では1級と2級を設けない説明にはなっていないと思うのです。行政の職、教育行政の職、それぞれ1級と2級という形で区別している。それでしたら、例えばデイサービスや訪問介護の方でも、繰り返しになりますけれども、施設運営基準を満たすために必要な資格と補助的な作業でもできる資格、初任者研修を受けただけとか、そこは区別してしかるべきだと思うのですが、今のご説明では2級を設けない説明にはなっていないと思います。もう一度お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 確かに今ご質問いただいたように、1級、2級にしなかったというような部分について明確な回答になっていないかもしれませんが、先ほど来申し上げておりますが、今回につきましては報酬差によって整理をしたいということでお話をさせていただいています。一般行政職における1級と2級、格付をしておりますけれども、その報酬差につきましては最高額につきましては2万円程度、今介護保険課からお話がありました部分につきましては報酬差で約3万円程度ということで、同じ1級ではありますけれども、報酬差については資格がある部分につきましては最高3万円ということで報酬差をつけさせていただいていますので、その点でご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（岩井英明君） 議長のほうからも提案しておきます。今の回答だけでは全体的に不十分な部分もありますので、予算特別委員会の中で再度、予算の中で納得するまで議論していただきたいと思います。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） それでは、質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが……、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 反対討論をいたします。

○議長（岩井英明君） 反対討論ですか。

○4番（能登ゆう君） はい。

○議長（岩井英明君） 討論を許します。

○4番（能登ゆう君） ありがとうございます。一般的な話で、介護職や保育士さんの職、ほかの分野の職業に比べて全体的に給与水準が低いということが問題になっております。世間で求められる仕事でありながら働く人の待遇差がなかなか縮まらない状況というのも、赤井川だけではなく広く社会的な問題になっております。そのような中でデイサービス、訪

問介護に関する職務の級を1級しか設けないということは、保育や介護、人の命に関わる仕事でありながら、いまだに家庭の仕事の延長上には見ない、そういう感覚、職業差別的な見識の上にあるような、そういう印象を抱いてしまいます。

1級、2級、もちろん給与差、号俸で調整できる範囲なのかもしれませんが、2級を設けないということは、その程度の仕事だろうという、そういう意識も透けて見えてしまいますので、そういう認識では今後の福祉や介護、保育といった面の行政を進めていく中では立ち行かなくなっていくのではないのかなと思います。前回の議会でも申し上げましたように、パートタイムとフルタイムの設定がないことについてもこの条例については問題点があると認識しておりますが、それに加えて今回のこういう働く人の位置づけを低く見るような改正の仕方は私は反対したいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） これで討論を終わります。

これより議案第3号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第3号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名、多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第3号 赤井川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第4号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号ないし日程第11 議案第8号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第5号 赤井川村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

この際、日程第8、議案第5号から日程第11、議案第8号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第5号 赤井川村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例案について、日程第9、議案第6号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第10、議案第7号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について及び日程第11、議案第8号 赤井川村立赤井川へき地保育所条例の一部を改正する条例案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私のほうから上程をいただきました議案第5号から第8号について一括して説明をさせていただきます。

議案第5号 赤井川村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例案について。

赤井川村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

理由としましては、幼児教育無償化により、保育の必要性の認定基準を条例で制定する必要がなくなったことに伴い、この条例を廃止しようとするものであり、現状で利用者への影響はありません。

続きまして、議案第6号に進みます。

議案第6号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

理由としましては、幼児教育無償化により、この条例を改正しようとするものです。

なお、条例文の朗読はいたしません。改正点につきましては改正要点資料に沿って私より説明をさせていただきます。

46ページを御覧ください。以降、要点資料が附属しておりますが、改正の要点としては、法改正に伴って定義の追加や文言整理を行うものでありますが、現在村内には該当する事業者はなく、この改正による影響はございません。

続きまして、議案第7号に進みます。

議案第7号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

理由としましては、幼児教育無償化により、この条例を改正しようとするものです。

こちら条例文の朗読はいたしません、改正点につきましては要点資料に沿って私より説明をさせていただきますので、9ページを御覧ください。

こちら改正の要点としては法改正に伴い文言整理を行うものとなっております。こちら現在村内には該当する事業者がありませんので、本改正による直接の影響はございません。

続きまして、議案第8号に進みます。

議案第8号 赤井川村立赤井川へき地保育所条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村立赤井川へき地保育所条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

理由としましては、幼児教育無償化により、この条例を改正しようとするものです。

これも条例文の朗読はいたしません、改正点につきましては要点資料に沿って説明させていただきますので、3ページを御覧ください。

改正の要点といたしましては、第6条の2を追加するものなのですが、こちらはこれまで規則で規定していた入所の制限等について、公の施設を利用する権利を制限するものであることから、規則ではなく条例で規定しようとするものであります。なお、今回、次に説明します第7条の改正があったことに併せて本条文を追加する改正を行うものとなっておりますが、内容につきましてはこれまで規則で規定していたものであり、利用者に影響はございません。

次に、第7条の改正ですが、こちらは幼児教育無償化によって費用の徴収対象を3歳未満とするほか、法改正に伴う文言整理をするものですが、赤井川村では別に定める村立保育施設の利用者負担等の特例に関する規則によって無料となっておりますので、こちら利用者に対して直接の影響はございません。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上、保健福祉課所管の条例に関する説明を終わります。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 赤井川村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第5号 赤井川村保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を廃止する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第6号 赤井川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第7号 赤井川村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 赤井川村立赤井川へき地保育所条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第8号 赤井川村立赤井川へき地保育所条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第12、議案第9号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私のほうから上程をいただきました議案第9号についてご説明をさせていただきます。

議案第9号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

理由としましては、赤井川村高齢者・女性等活動支援センターの職員休憩室の専用長期使用について使用料を徴収するため、この条例を改正しようとするものです。

なお、条例文の朗読はいたしません、改正点につきまして改正要点資料に沿って説明させていただきます。

4ページを御覧ください。改正要点を記しておりますが、赤井川村高齢者・女性等活動支援センターの職員休憩室について、これまで赤井川村地域包括支援センター事務所として使用しており、使用料は業務委託料内で相殺をしてきましたが、令和2年度から委託料内で相殺することなく使用料を納入してもらうこととなります。

以上でございますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上、介護保険課所管の条例に関する説明を終わります。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第9号 赤井川村使用料徴収に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、議案第10号 赤井川村営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） ただいま上程いただきました議案第10号についてご説明いたします。なお、改正条例案並びに新旧対照表の朗読はいたしません、改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第10号 赤井川村営住宅管理条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村営住宅管理条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、民法改正に伴い、不正の行為によって入居した者に対する住宅の明渡し請求時に発生する損害賠償としての遅延損害金の法定利率が3年ごとに変動する法定利率へと変更されるため、この条例を改正しようとするものでございます。

議案3ページの改正要点資料を御覧いただきたいと思います。今回の改正は、条例第41条第3項に、不正の行為によって入居した者に対する住宅の明渡し請求時に発生する損害賠償としての遅延損害金の法定利率が「年5分」、5%と明記されておりましたが、民法改正によりこの部分の変動することが明らかなことから、利率を明記せずに「法定利率」へと一部改正するものでございます。この改正により、3年ごとに法定利率が改正されても、その都度この条例を改正する必要がなくなることとなります。

以上、説明といたしますので、ご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 赤井川村営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第10号 赤井川村営住宅管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、議案第11号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第11号についてご説明申し上げます。

議案第11号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更について。

別紙のとおり赤井川村過疎地域自立促進市町村計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

過疎計画変更の理由としましては、元号及び事業費の変更、追加によるものでございます。

議案9ページから10ページの変更理由の欄を御覧いただきたいというふうに思います。

過疎計画に定める事業を新たに4つ追加し、1つ目として、農業用取水をするための頭首工が老朽化したことによる余市川第2地区頭首工改修整備事業、2つ目として、現在水銀灯である赤井川高原道路街路灯のLED化に向けた取替事業、3つ目として、北後志5町村のし尿処理施設の老朽化に伴いまして、施設の効率化のため、余市町の下水処理施設での処理を行うため、下水道広域化推進総合事業施設整備実施計画、4つ目として、周辺市町村の住民に向けたPR活動を進めるため、メープル街道393もみじ祭開催事業を過疎計画に追加しております。

4ページ目にお戻りください。ただいま説明しました事業の追加に伴いまして概算事業費として、4ページ目上段にあります。余市川第2地区頭首工改修整備事業に80万円、5ページ目中段になります。赤井川高原道路街路灯LED化取替工事として300万円、6ページ目中段になりますけれども、下水道広域化推進総合事業施設整備計画として149万9,000円、8ページ目上段になりますけれども、メープル街道393もみじ祭開催事業として150万円を令和2年度事業費として盛り込むとともに、今回の計画変更に合わせて各種事業の概算事業費の変更を行っております。

すみません。また戻りますけれども、議案1ページ目になりますが、今回の過疎計画の変更にあたっては、本年2月14日付で北海道知事へ協議を行い、2月27日に協議を終了しておりますことを申し上げ、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第11号 赤井川村過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第12号ないし日程第20 議案第17号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第15、議案第12号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

この際、日程第15、議案第12号から日程第20、議案第17号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第12号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）、日程第16、議案第13号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第14号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第15号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第5号）、日程第19、議案第16号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）及び日程第20、議案第17号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第5号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました各会計の補正予算についてご説明をさせていただきます。

まずは、令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）についてご説明をさせていただきます。1ページ目をお開きください。

議案第12号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度赤井川村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,841万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,411万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出補正予算書、歳入からご説明をさせていただきます。1款村税、既定額から925万円を減じ、2億7,366万9,000円に。1項村民税34万7,000円の減、2項固定資産税440万1,000円の減、3項軽自動車税25万5,000円の減、4項村たばこ税151万円の減、6項入湯税273万7,000円の減でございます。

2款地方譲与税、既定額に49万8,000円を追加し、3,719万8,000円にしようとするものでございます。3項森林環境譲与税の追加でございます。

8款自動車取得税交付金、既定額に143万7,000円を追加し、443万7,000円に。1項自動車取得税交付金でございます。

9款自動車税環境性能割交付金、既定額に31万8,000円を追加し、31万8,000円に。1項自動車税環境性能割交付金の追加でございます。

13款分担金及び負担金、既定額から10万5,000円を減じ、168万6,000円に。1項負担金の減額でございます。

14款使用料及び手数料、既定額に37万6000円を追加し、3,284万3,000円に。1項使用料で5万円の追加、2項手数料で32万6,000円の追加でございます。

15款国庫支出金、既定額に738万9,000円を追加し、1億3,953万9,000円に。1項国庫負担金で16万2,000円の追加、2項国庫補助金で732万5,000円の追加、3項委託料で9万8,000円の減でございます。

16款道支出金、既定額に94万9,000円を追加し、6,672万5,000円に。1項道負担金74万4,000円の追加、2項道補助金で36万1,000円の追加、3項委託金で15万6,000円の減額でござ

ございます。

17款財産収入、既定額に15万3,000円を追加し、833万2,000円にしようとするものです。1項財産運用収入でございます。

18款寄附金、既定額に4,028万円を追加し、1億9,033万2,000円に。1項寄附金の追加でございます。

19款繰入金、既定額から155万5,000円を減額し、3億2,297万9,000円に。2項基金繰入金の減額でございます。

21款諸収入、既定額に102万6,000円を追加し、7,412万1,000円に。1項延滞金加算金及び過料で13万1,000円の追加、4項雑入で89万5,000円の追加でございます。

22款村債、既定額に690万円を追加し、1億3,473万5,000円にしようとするものです。1項村債でございます。

歳入合計、既定額に4,841万6,000円を追加し、23億4,411万5,000円とするものでございます。

続いて、4ページ、歳出でございます。1款議会費、既定額から47万9,000円を減額し、5,086万8,000円に。1項議会費の減額でございます。

2款総務費、既定額に1,163万8,000円を追加し、4億9,119万5,000円にしようとするものです。1項総務管理費で1,433万3,000円の追加、2項徴税費で10万1,000円の減額、3項戸籍住民基本台帳費で5万円の追加、4項選挙費で269万4,000円の減額、5項統計調査費で5万円の追加でございます。

続いて、3款民生費、既定額から1,309万2,000円を減じ、3億3,554万5,000円にしようとするものでございます。1項社会福祉費で1,318万3,000円の減額、2項児童福祉費で9万1,000円の追加でございます。

続いて、4款衛生費、既定額に193万8,000円を追加し、2億3,708万6,000円にしようとするものです。1項保健衛生費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額から272万7,000円を減じ、1億1,429万1,000円にしようとするものです。1項農業費で295万1,000円の減額、2項林業費で22万4,000円の追加でございます。

6款商工費、既定額から45万6,000円を減じ、7,499万9,000円にしようとするものです。1項商工費の減額でございます。

7款土木費、既定額に221万4,000円を追加し、3億5,238万3,000円にしようとするものです。2項道路橋梁費で53万円の減額、3項河川費で23万6,000円の減額、4項住宅費で298万円の追加でございます。

8款消防費、既定額から60万5,000円を減じ、1億6,689万7,000円にしようとするものです。1項消防費の減額でございます。

9款教育費、既定額に1,350万9,000円を追加し、1億9,754万8,000円にしようとするものです。2項小学校費で297万7,000円の追加、3項中学校費で86万9,000円の減額、4項社会

教育費で174万6,000円の減額、5項保健体育費で252万1,000円の減額、6項公立学校施設整備費で1,566万8,000円の新規の計上でございます。

11款予備費、既定額に3,647万6,000円を追加し、8,725万6,000円にしようとするものです。1項予備費の追加でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に4,841万6,000円を追加し、23億4,411万5,000円にしようとするものでございます。

続きまして、6ページ目をお開きください。第2表、繰越明許費。款、項、事業名、金額でご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、都外灯設置工事で36万1,000円の計上でございます。9款教育費、2項小学校費、情報機器備品購入費で148万5,000円の計上、3項中学校費、情報機器備品購入費で63万円の計上、6項公立学校施設整備費で赤井川村立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事で1,566万8,000円の計上。合計で1,814万4,000円の繰越明許費の計上でございます。

続いて、7ページ目に入ります。第3表、債務負担行為。債務負担行為についても事項、期間、限度額の順でご説明いたします。まず、上段から、地域包括支援センター運営業務、令和元年度から令和2年度まで、3,410万円の計上でございます。火葬場管理業務、元年から2年度までの期間、434万5,000円の計上でございます。資源リサイクル分別収集業務、令和元年度から令和2年度まで、492万8,000円の計上でございます。一般廃棄物収集業務、令和元年度、令和2年度の期間、1,518万円の計上でございます。最終処分場管理業務、元年度から令和2年度まで、1,964万6,000円の計上です。赤井川村構造改善センター指定管理業務、令和元年度から令和2年度まで、1,322万円の計上でございます。生活改善センター管理業務、令和元年度から令和2年度まで、497万2,000円の計上でございます。体育館管理業務、令和元年度から令和2年度で、623万5,000円の計上でございます。合計1億262万6,000円でございます。債務負担行為につきましては、それぞれ令和2年度に契約をする分なのですけれども、その事務手続が元年度内に着工するというので、債務負担行為の手続をとらせていただいております。

続きまして、8ページ、第4表、地方債補正でございます。変更の部分だけをご説明させていただきます。表の一番下でございます。(学校教育施設等整備事業債)赤井川村立学校情報通信ネットワーク環境整備工事ということで新規に補正後690万円を計上させていただいております。合計で補正後の額としては1億3,473万5,000円の地方債補正の計上です。起債の方法、利率、償還の方法については従前と同様ということでご説明をさせていただきます。

今回の補正予算については、各種事業の額の確定、また見込みがついたことによる歳入歳出予算の調整、整理が主であります。国のGIGAスクール構想実現に向けたハードの整備費として、各学校における情報通信ネットワーク環境整備に係る経費を新規に予算計上させていただいております。また、歳入では、ふるさと納税に係る寄附金として4,000万を追加計上させていただいております。詳細については、副村長、各担当課長で説明をさせま

すので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第13号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算」の名称を「令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度以降」も同様とする。

令和元年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,714万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表のご説明をさせていただきます。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3款繰入金、既定額に17万1,000円を追加し、867万1,000円にしようとするものです。1項一般会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に17万1,000円を追加し、1,714万円にしようとするものです。

続いて、3ページ目、歳出、1款総務費、既定額に46万4,000円を追加し、213万8,000円にしようとするものです。1項総務管理費の追加でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、既定額から29万3,000円を減じ、1,480万円にしようとするものでございます。1項後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

歳出合計、既定額に17万1,000円を追加し、1,714万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第14号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度赤井川村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ544万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,384万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款国民健康保険税、

既定額に79万円を追加し、2,821万2,000円に。1項国民健康保険税の追加でございます。

2款使用料及び手数料、既定額に2万5,000円を追加し、3万3,000円に。1項手数料の追加でございます。

4款繰入金、既定額から626万3,000円を減額し、1,687万7,000円にしようとするものでございます。1項他会計繰入金の減額でございます。

歳入合計、既定額から544万8,000円を減じ、5,384万2,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、1款総務費、既定額に5万6,000円を追加し、5,004万円にしようとするものです。1項総務管理費7万4,000円の追加、2項徴税費1万8,000円の減額でございます。

5款予備費、既定額から505万4,000円を減じ、369万4,000円にしようとするものです。1項予備費の減額でございます。

歳出合計については、歳入同額、既定額から544万8,000円を減じ、5,384万2,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願いたします。

続きまして、介護保険サービス事業特別会計補正予算書（第5号）でございます。1ページ目をお開きください。

議案第15号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第5号）。

令和元年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ505万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,947万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款サービス収入、既定額から42万2,000円を減じ、1,584万3,000円に。1項介護給付費収入で63万3,000円の減額、2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入で18万3,000円の追加、3項自己負担金収入で2万8,000円の追加。

2款繰入金、既定額から459万3,000円を減じ、3,265万3,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の減額でございます。

4款諸収入、既定額から4万2,000円を減じ、97万6,000円にしようとするものです。1項雑入の減額でございます。

歳入合計、既定額から505万7,000円を減じ、4,947万3,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出でございます。1款総務費、既定額から512万6,000円を減じ、3,780

万円にしようとするものです。1項施設管理費の減額でございます。

2款事業費、既定額に6万9,000円を追加し、1,157万3,000円にしようとするものです。1項サービス事業費の追加でございます。

歳出合計は、歳入同額の505万7,000円の減額で4,947万3,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

続きまして、令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第5号）の説明に入らせていただきます。1ページ目をお開きください。

議案第16号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和元年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,443万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1款事業収入、既定額から147万1,000円を減じ、5,289万7,000円にしようとするものでございます。1項使用料の減額です。

2款繰入金、既定額に204万9,000円を追加し、2,003万2,000円にしようとするものです。1項一般会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に57万8,000円を追加し、7,443万1,000円にしようとするものでございます。

続きまして、3ページ、歳出に入ります。1款総務費、既定額に2万2,000円を追加し、846万6,000円にしようとするものです。1項総務管理費の追加でございます。

2款営繕費、既定額に55万6,000円を追加し、5,684万4,000円にしようとするものでございます。1項営繕費の追加でございます。

歳出合計、歳入同額、既定額に57万8,000円を追加し、7,443万1,000円にしようとするものでございます。

続きまして、4ページ目、第2表、債務負担行為でございます。事項としては水道施設水質管理等業務、期間については令和元年度から令和2年度まで、限度額は2,058万1,000円でございます。

以上でございます。詳細については、担当課長から説明をさせます。

続いて、最後になります。令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第5号）

でございます。1ページ目をお開きください。

議案第17号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和元年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正、第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

続いて、2ページ目に入ります。第1表、歳入予算補正、歳入、2款事業収入、既定額から45万9,000円を減じ、1,099万9,000円にしようとするものでございます。1項使用料の減額でございます。

3款繰入金、既定額に45万9,000円を追加し、5,647万7,000円にしようとするものでございます。1項一般会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額、差し引きゼロでございます。現計どおり6,755万8,000円にしようとするものでございます。

3ページ、第2表、債務負担行為でございます。事項についてはあかいがわアクアクリーンセンター管理業務、期間については令和元年度から令和2年度まで、限度額については2,449万7,000円の計上でございます。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

以上、各会計についての補正予算書の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和元年度一般会計補正予算（第7号）の歳入についてのご説明をさせていただきます。なお、歳入歳出ともに増減の多いものや新規事業について主に説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の11ページ目をお開き願いたいと思います。1款村税、1項村民税、1目個人、既定額に341万6,000円を追加し、4,560万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績見込みに基づく増でございます。

1款1項2目法人、既定額から376万3,000円を減じ、1,086万4,000円にしようとするものでございます。こちらも実績見込みに基づく減でございます。

1款2項固定資産税、1目固定資産税、既定額から440万1,000円を減じ、1億9,902万4,000円にしようとするものでございます。こちらも実績見込みに基づく減でございます。

1款3項軽自動車税、1目軽自動車税、既定額から25万5,000円を減じ、361万5,000円にしようとするものでございます。こちらも実績見込みに基づく減でございます。

1 款 4 項 村たばこ税、1 目 村たばこ税、既定額から151万円を減じ、447万2,000円にしようとするものでございます。こちらも実績見込みに基づく減でございます。

続いて、12ページに移らせていただきます。1 款 6 項 入湯税、1 目 入湯税、既定額から273万7,000円を減じ、705万円にしようとするものでございます。こちらも実績見込みに基づく減でございます。

続いて、13ページに移ります。2 款 地方譲与税、3 項 森林環境譲与税、1 目 森林環境譲与税、既定額に49万8,000円を追加し、219万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、国からの配分額の増によるもので、全額基金積立てをいたします。詳細につきましては、歳出で担当課長より説明を申し上げます。

次に、14ページに移ります。8 款 自動車取得税交付金、1 項 自動車取得税交付金、1 目 自動車取得税交付金、既定額に143万7,000円を追加し、443万7,000円にしようとするものでございます。内訳も実績見込みに基づく増でございます。

続けて、15ページです。9 款 自動車税環境性能割交付金、1 項 自動車税環境性能割交付金、1 目 自動車税環境性能割交付金、新規に31万8,000円を計上しようとするものでございます。内訳につきましては、昨年10月から消費増税によります消費の反動減対策として自動車取得税が廃止され、環境性能割が適用されたことによりまして、市町村が減収となる対策として新たにこの制度が創設されたものでございます。

続いて、16ページでございます。13 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 民生費負担金、既定額から10万5,000円を減じ、168万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、生きがいデイサービスの利用者が減ったことに伴う減でございます。

次に、17ページに移ります。14 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 目 総務使用料、既定額に5,000円を追加し、54万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績見込みに基づく増でございます。

14 款 1 項 3 目 農林水産使用料、既定額に17万8,000円を追加し、132万1,000円にしようとするものでございます。こちらも実績見込みに基づく増でございます。

14 款 1 項 4 目 商工使用料、既定額に1万1,000円を追加し、140万3,000円にしようとするものでございます。こちらも実績見込みに基づく増でございます。

14 款 1 項 6 目 教育使用料、既定額から14万4,000円を減じ、16万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績見込みに基づく減でございます。

続いて、18ページに移ります。14 款 2 項 手数料、1 目 総務手数料、既定額から3万円を減じ、78万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績見込みに基づく減でございます。

14 款 2 項 3 目 農林水産手数料、既定額に35万6,000円を追加し、46万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績見込みに基づく増でございます。

続いて、19ページに移ります。15 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 民生費国庫負担金、既定額に16万2,000円を追加し、3,656万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、

国民健康保険基盤安定国庫負担金の確定に伴う増でございます。

15款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額から115万2,000円を減じ、336万円にしようとするものでございます。内訳は、各種補助金の額の確定に伴う減でございます。

15款2項4目土木費国庫補助金、既定額から50万8,000円を減じ、8,414万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、各種補助金の額の確定に伴う減でございます。

続いて、19ページ下段及び20ページ上段にかけてです。15款2項5目教育費国庫補助金、既定額に898万5,000円を追加し、921万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、補助金の額の確定に伴う減及び新規に公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金と公立学校情報機器整備費補助金の計上によるもので、どちらも小中学校児童生徒に1人1台のPC環境を整えるGIGAスクール構想の対応によるものでございます。詳細は、歳出の中で教育委員会より説明を申し上げます。

次に、20ページ中段、15款3項委託金、1目総務費委託金、既定額から9万8,000円を減じ、379万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、選挙委託金の額の確定による減でございます。

次に、21ページです。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に74万4,000円を追加し、2,438万円にしようとするものでございます。内訳は、国民健康保険及び後期高齢者医療広域連合の基盤安定道負担金の額の確定による増でございます。

16款2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額に100万円を追加し、649万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、地域づくり総合交付金を新規計上するもので、こちらは開村120周年記念事業のうち、北海道日本ハムファイターズ応援大使に伴う事業が対象となるものでございます。

16款2項4目農林水産業費道補助金、既定額から38万1,000円を減じ、2,535万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節農業費道補助金で21万4,000円の減額、2節林業費道補助金で16万7,000円の減額、ともに補助金の額の確定による増減でございます。

16款2項5目教育費道補助金、既定額から25万8,000円を減じ、70万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、学校・家庭・地域の連携協力補助金の額の確定による減でございます。

続いて、21ページ下段及び22ページの上段にかけてでございます。16款3項委託金、1目総務費委託金、既定額から24万円を減じ、326万円にしようとするものでございます。内訳は、北海道権限移譲事務交付金の額の確定及び知事道議選挙委託金の額の確定による減でございます。

16款3項2目諸統計委託金、既定額に8万4,000円を追加し、51万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、農林業センサス委託金の額の確定による増でございます。

次に、23ページに移ります。17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、既定額に8万6,000円を追加し、784万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績による増でございます。

17款1項2目利子及び配当金、既定額に6万7,000円を追加し、48万3,000円にしようとするものでございます。内訳は、基金利子の確定による増でございます。

次に、24ページに移ります。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、既定額に4,010万円を追加し、1億9,015万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、ふるさと納税の実績による増が主なものでございます。

続いて、18款1項2目指定寄附金、既定額に18万円を追加し、18万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、実績による増でございます。

続いて、25ページです。19款繰入金、2項基金繰入金、3目さくら・もみじ基金繰入金、既定額から155万5,000円を減じ、497万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、事業の確定による減でございます。

次に、26ページに移ります。21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、既定額に13万1,000円を追加し、13万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、村税延滞金の増によるものでございます。

21款4項雑入、3目宝くじ交付金収入、既定額から41万円を減じ、269万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、交付金収入の額の確定によるものでございます。

21款4項6目雑入、既定額に130万5,000円を追加し、2,386万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、各種助成金の増や実績による増になります。

続いて、27ページに移ります。22款村債、1項村債、5目学校教育施設等整備事業債、新たに690万円を計上しようとするものでございます。内訳は、先ほど説明したG I G Aスクール構想に伴う工事の補助残について整備事業債を充てるもので、このうち6割は交付税措置されることとなります。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） これで昼食休憩に入ります。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課歳出予算についてご説明させていただきます。補正予算28ページをお開きください。

3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、既定額から47万9,000円を減額し、5,086万8,000円にしようとするもので、補正内容は、報酬、旅費等の減額、委託料は会議録作成業務委託料を増額するものです。

29ページ目に移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に2,100

万6,000円を追加し、2億7,148万9,000円にしようとするものです。主な補正内容は、人件費、旅費の不足に伴う増額、ふるさと納税増加に伴う返礼品費用、決済手数料等の増額と、そのほかにつきましては予算執行残を減額するものとなっております。

続きまして、2目文書広報費、既定額に23万4,000円を追加し、736万4,000円にしようとするもので、補正内容は、法令追録や広報の需用費を増額するものです。

30ページ目に移ります。3目会計管理費、既定額から3万3,000円を減額し、335万2,000円にしようとするもので、予算執行残の減額です。

続きまして、4目財産管理費、既定額から3万9,000円を減額し、276万3,000円にしようとするもので、予算執行残の減額です。

続きまして、5目財政調整基金費、既定額から5,000円を減額し、1,788万5,000円にしようとするもので、公共施設整備基金利子及び財政調整基金利子の歳入減額に伴い積立金額も併せて減額するものです。

続きまして、7目交通安全対策費、既定額に34万円を追加し、273万2,000円にしようとするもので、報償費の執行残の減額と都地区の村道後志沢線と中後志沢線の交点に街路灯を設置する工事費を新たに計上しております。

続きまして、31ページ目に進みます。8目企画費、既定額から535万4,000円を減額し、8,693万9,000円にしようとするものです。各節ともに減額計上となっております。人件費の減額については職員の育児休業取得に伴うもの、そのほかにつきましては予算執行残の整理や地域おこし協力隊1名が1年間の任期満了を迎え退任したことに伴う減額のほか、国の制度に基づくプレミアム商品券事業費の減額となっております。

続きまして、32ページ中段へ移ります。9目庁舎管理費、既定額に50万5,000円を追加し、1,277万4,000円にしようとするもので、光熱水費を増額するものです。

10目集会施設管理費につきましては、集会施設使用料の歳入増額補正に伴う財源内訳の変更となっております。

下段から次のページへ進みます。12目開村120年記念事業費、既定額から232万1,000円を減額し、1,414万7,000円にしようとするもので、各種記念事業費の予算執行残を減額するものです。

続きまして、2款2項徴税费、2目賦課徴収費、既定額から10万1,000円を減額し、1,086万5,000円にしようとするもので、システム保守委託料を減額するものです。

続きまして、34ページへ移ります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に5万円を追加し、2,323万円にしようとするもので、個人番号カード関連事務委任交付金の額の確定に伴い増額するものです。

続きまして、2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、既定額から5万円を減額し、96万8000円にしようとするもので、予算執行残の減額です。

続きまして、中段、2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費、既定額から92万8,000円を減額し、116万6,000円に。

35ページへ移ります。3目村長及び赤井川村議会議員選挙費、既定額から126万7,000円を減額し、235万6,000円に。

36ページ目に移ります。4目参議院議員通常選挙費、既定額から44万9,000円を減額し、285万1,000円にしようとするもので、いずれも予算執行残を減額するものです。

37ページ目に移ります。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、既定額に5万円を増額し、61万9,000円にしようとするもので、国からの統計委託金の額の確定に伴い報酬や需用費の予算調整を行うものです。

続きまして、飛びますが、52ページをお開きください。8款消防費、1項消防費、2目災害対策費、既定額から60万5,000円を減額し、787万6,000円にしようとするもので、ハザードマップ作成業務の執行残を減額するものです。

続きまして、60ページ目になります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に3,647万6,000円を追加し、8,725万6,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整をとるための計上でございます。

なお、終わりになりますが、62ページ以降に補正予算給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、議会費及び総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

38ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額から650万4,000円を減額し、1億465万4,000円にしようとするものです。内訳は、民生委員費での車借り上げ料や歳末見舞金及び福祉灯油支給費などのそれぞれ執行残を減額するもののほか、23節償還金利子及び割引料で細目項目に錯誤がありましたので、これを改めるものとなっております。また、28節繰入金で626万3,000円の減、こちらは国民健康保険特別会計の繰入金予算額の減に伴い減額となるものです。

次に、39ページを御覧ください。2目老人福祉費、既定額から458万3,000円を減額し、5,098万2,000円にしようとするものです。内訳は、敬老会の記念品や敬老年金等の執行残を減額するもののほか、指定寄附金として寄附のあった13万円を敬老福祉基金に積み立てることとして新規に計上したもの及び介護保険サービス事業特別会計の繰入金予算額減に伴い減額となるものです。

次に、5目後期高齢者医療費、151万9,000円を減額し、2,784万1,000円にしようとするものです。内訳は、後期高齢者医療広域連合の負担金が確定したことによる減と特別会計の繰入金予算が増額となったことに伴い17万1,000円が増額となっているものです。

続きまして、40ページをお開きください。こちらの下段になります。2項児童福祉費、2目乳幼児医療費、既定額に5,000円を追加し、400万2,000円にしようとするものです。内訳

は、12節役務費の審査支払手数料について実績に基づく推計により不足が見込まれる額を増額するものとなっております。

次に、41ページを御覧ください。3目保育所運営費、既定額に8万6,000円を追加し、4,024万8,000円にしようとするものです。内訳は、嘱託員及び臨時技術員の実績及び見込みによりそれぞれ減額するもののほか、12節役務費の電話料について実績に基づく推計によって不足が見込まれる額を増額するものです。また、新規計上しております20節扶助費、施設型給付費につきまして、これまで広域入所への対応としましては一律に利用施設と契約を締結し、委託料として支払いを行ってきましたが、本来委託料として支払いするのは特定保育所に限られており、幼稚園などについては給付費で支払うべきものとされております。これまでは特に支障なく取り進めてきましたが、今年度は12月半ばより幼稚園の利用者が出てきており、従来の契約では対応ができないことから、扶助費にて給付しようとするものとなっております。

続きまして、42ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額から7,000円を減額し、2,315万6,000円にしようとするものです。内訳は、19節負担金補助及び交付金で、小樽後志二次救急医療運営事業負担金の額の確定に伴う執行残を減額しようとするものとなっております。

次に、2目予防費、既定額から58万1,000円を減額し、1,135万4,000円にしようとするものです。内訳は、13節委託料で住民健診の基本健診委託料の執行残を減額しようとするものです。

次に、3目環境衛生費、既定額に250万8,000円を追加し、1億5,446万1,000円にしようとするものです。内訳は、28節繰出金で250万8,000円の増、これは簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の一般会計繰入金予算額の増に伴い増額しようとするものです。

次に、4目診療所費、既定額に1万8,000円を追加し、4,060万5,000円にしようとするものです。内訳は、嘱託員人件費について実績に基づく推計により不足が見込まれる額を増額するものとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私から介護保険課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

39ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、既定額から51万7,000円を減額し、3,795万4,000円にしようとするものです。内訳は、嘱託員人件費の不足により増額するもののほか、40ページになりますが、後志広域連合負担金確定により減額しようとするものです。

3款1項7目地域支援事業費、既定額から6万円を減額し、5,239万8,000円にしようとするものです。内訳は、人件費を減額するもののほか、公用車燃料代を減額、シルバーハウジ

ング生活援助員執務室の電気料の増額、委託料で生きがいデイサービス給食サービス事業委託料を減額しようとするものです。こちらにつきましては、それぞれ実績見込みにより増減しようとするものです。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算につきまして説明させていただきます。

44ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、既定額から14万3,000円を減額して2,874万7,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、7節賃金、14節使用料及び賃借料につきまして事業執行に伴う未執行分を減額整理しようとするものでございます。

中段に移ります。3目農業振興費、既定額から185万円を減額して2,674万1,000円にしようとするものです。主な補正内容は、25節積立金で農産物価格安定基金の利子積立金の増額及び19節負担金補助及び交付金におきまして農業振興対策事業補助金、環境保全型農業直接支援対策交付金の執行残など、その他につきましても実績に基づき減額しようとするものでございます。

続いて、45ページになりますが、5目農地費、既定額から50万7,000円を減額して798万7,000円にしようとするものです。補正内容は、14節使用料及び賃借料の重機借り上げ料、19節負担金補助及び交付金につきまして単独基盤整備推進事業補助金、都用水路組合70周年記念事業補助金、余市川土地改良区頭首工整備事業計画費補助金を事業執行に伴い減額整理しようとするものでございます。

続いて、46ページです。6目農業経営基盤強化促進事業費、既定額から4万1,000円を減額して6万4,000円にしようとするものです。主な補正内容は、細目2にあります農地中間管理事業費に関しまして今年度該当事業がなかったことから、各節合わせて4万1,000円を減額整理しようとするものでございます。

同じく46ページ、7目農業振興センター管理費、既定額に4万円を追加して1,027万6,000円にしようとするものです。補正内容は、11節需用費の修繕費を新規計上しようとするものでございます。

続いて、8目地籍調査成果管理費、予算額は133万9,000円、変更ございませんが、収入におきまして地籍調査の成果に関する手数料、収入の増額により財源内訳を変更しようとするものでございます。

続いて、46ページ下段から47ページです。9目水利施設管理費、既定額から45万円を減額して1,845万8,000円にしようとするものです。補正内容は、25節積立金で畑地かんがい排水施設管理基金の新規積立て及び利子積立金の増額及び7節賃金、そのほかを実績に基づき減額しようとするものでございます。

中段になりますが、2項林業費、1目林業総務費、既定額に22万4,000円を追加して1,230万1,000円にしようとするものです。補正内容は、25節積立金につきまして森林環境譲与税の増額に伴いまして初年度は全額を基金積立てを行いたいということで25節積立金で積立金の増額及び19節負担金補助及び交付金につきまして森林整備に係る補助金等を実績に基づき減額しようとするものでございます。

続きまして、48ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に8万7,000円を追加して1,615万5,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、11節需用費で修繕費の増額及び19節負担金補助及び交付金につきまして消費生活関連の負担金を実績に基づき減額しようとするものでございます。

中段になりますが、2目観光費、既定額から38万9,000円を減額して1,022万6,000円にしようとするものです。補正内容は、3節職員手当等でもみじ祭人件費の執行残の減額及び7節賃金、19節負担金補助及び交付金につきまして事業執行に伴い減額整理しようとするものでございます。

続いて、下段になりますが、3目小公園管理費、既定額から26万7,000円を減額して3,445万3,000円にしようとするものです。主な補正内容は、公園維持管理に係る経費につきまして7節賃金ほかを事業執行に伴い減額整理しようとするものでございます。

49ページになります。4目保養センター費、既定額に11万3,000円を追加して1,416万5,000円にしようとするものです。補正内容は、18節備品購入費につきまして脱衣所の体重計2台分を新規計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） それでは、私のほうから建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

50ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に39万6,000円を加えて1億2,818万6,000円にしようとするものでございます。9節旅費で増額、11節需用費で増額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、既定額から92万6,000円を減じて8,712万8,000円にしようとするものでございます。13節委託料、15節工事請負費につきましては執行残の整理でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、既定額から23万6,000円を減じて574万5,000円にしようとするものでございます。15節工事請負費で執行残の整理でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に298万円を加えて6,469万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、11節需用費で増額、13節委託料で減額、執行残でございます。25節積立金で300万円の増額、これにつきまして

は令和2年度に移住・定住支援事業の申込みを1件予定しておりまして、基金に積むための増額計上でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私から一般会計補正予算歳出の教育費に係る部分についてのご説明を申し上げます。

予算書の53ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に214万1,000円を追加し、3,365万3,000円にしようとするものです。内訳は、11節需用費で都小学校の経年劣化による高圧機器更新修繕、12節役務費で高圧機器更新で入れ替えた変圧器、コンデンサーの絶縁油P C B分析手数料、15節工事請負費で赤井川小学校の2台で交互運転しています加圧給水ポンプの1台が故障したため、加圧給水ユニット取替工事を新規計上し、あとは赤井川小学校嘱託公務員、都小学校臨時公務員の人件費及び各委託料の執行残を整理したものです。

54ページになります。続いて、9款2項2目教育振興費、既定額に83万6,000円を追加し、896万円にしようとするものです。内訳は、18節備品購入費になりますが、国が打ち出したG I G Aスクール構想の整備事業になります。この構想は大きく2つに分かれ、1つは校内通信ネットワーク整備事業で、希望する全ての小中高等学校における校内L A N整備に加えて電気キャビネットが整備されます。もう一つは、児童生徒1人1台端末の整備事業で、小中学校の児童生徒が使用するP C端末が整備されます。本村においては、教育のI C T環境を整える絶好の機会ですので、この補助採択を受けて進めてまいりたいと思います。この科目では小学生のP C端末を購入する経費を計上しています。P C端末は今後5年間で整備され、今年度の対象は小学校5年生と6年生で、生徒29台と教員4台の計33台を整備します。補助割合は1台4万5,000円を上限とし、交付税で既に毎年3分の1が地方財政措置されておりまして、3分の2が対象となります。なお、このG I G Aスクール構想整備事業は、令和元年度から2年度における繰越明許事業費で実施します。あとは、車借り上げ料、備品購入費、特別支援教育通学費交付金、要保護・準要保護児童就学援助費の執行残を整理したものです。

55ページになります。続いて、9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額から31万4,000円を減額し、1,587万9,000円にしようとするものです。内訳は、臨時公務員人件費及び各委託料の執行残を整理したものです。

56ページになります。続いて、9款3項2目教育振興費、既定額から55万5,000円を減額し、2,102万3,000円にしようとするものです。内訳は、18節備品購入費になりますが、G I G Aスクール構想のP C端末整備で、この科目では中学生のP C端末を購入する経費を計上しています。今年度の対象は中学1年生で、生徒12台と教員2台の計14台を整備します。補助割合は小学校と同じです。また、来年度進学に伴い中学校に情緒障害の特別支援学級が

新設されることによる教材費の消耗品費や備品購入費の増額を、あとは中学校体育連盟全道、全国大会補助金、要保護・準要保護児童就学援助費の執行残を整理したものです。

続いて、9款4項社会教育費、1目社会教育総務費、既定額から154万6,000円を減額し、1,581万円にしようとするものです。内訳は、社会教育指導員社会保険料、巡回小劇場謝金、備品購入費の執行残、あと成人式の祝賀会中止による食糧費、放課後子ども教室運営費の特に指導謝金につきましては当初予算では1日2.5人で計上していましたが、2人で運営した結果による執行残を整理したものです。

57ページになります。続いて、9款4項2目社会教育施設費、既定額から20万円を減額し、873万5,000円にしようとするものです。内訳は、生活改善センターに引いた光回線開設費用と各委託料の執行残を整理したものです。

続いて、9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額に61万円を追加し、388万3,000円にしようとするものです。内訳は、現在も全道、全国大会で活躍している赤井川クロスカントリースキー少年団からスノーモービルの更新要望がありました。取得から33年を経過しており、故障も絶えず、日々の練習にも支障を来している状況であり、更新費用を補助金で計上しようとするものです。なお、補助率は80%で積算させていただいており、活動補助金の変更という形で整理しております。

58ページになります。続いて、9款5項2目体育施設費、既定額から165万4,000円を減額し、1,892万8,000円にしようとするものです。内訳は、村営プールと体育館の需用費、各委託料、車借り上げ料、工事請負費の執行残を整理したものです。

59ページになります。続いて、9款5項3目学校給食費、既定額から147万7,000円を減額し、1,825万7,000円にしようとするものです。内訳は、学校給食費に係る負担金、扶助費の執行残を整理したものです。

続いて、9款6項公立学校施設整備費、1目公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費、新規計上です。1,566万8,000円を追加し、1,566万8,000円にしようとするものです。内訳は、G I G Aスクール構想の校内通信ネットワーク整備事業で、この科目では村内3校全てに校内LAN整備工事を実施し、電気キャビネットも整備する経費を計上しております。事業費の半分が国庫補助対象となり、補助率は2分の1です。残りは学校教育施設等整備事業債で75%、財源対策債で15%が充当され、元利償還金の67%が交付税措置されるため、実質の村負担は事業費の約20%で整備されます。

以上で教育委員会所管の歳出についての説明を終えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、私のほうから総務課所管の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきたいと思っております。

6ページ目をお開きください。2、歳入、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に17万1,000円を追加し、867万1,000円にしようとするもので、補正内容

は、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金の歳出補正に伴い一般会計の繰入金を増額するものとなっております。

続きまして、7ページ目をお開きください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に46万4,000円を追加し、66万5,000円にしようとするものです。補正内容は、本年4月から後期高齢者医療所管部署を総務課の住民係から保健福祉課国保衛生係へ移管することに伴い、北海道後期高齢者医療システムネットワークの移転に伴う費用を新規に計上するものでございます。

次のページへ移ります。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、既定額から29万3,000円を減額し、1,480万円にしようとするもので、北海道後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う減額計上となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(岩井英明君) 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長(藤田俊幸君) 保健福祉課所管の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

予算書6ページをお開きください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、既定額に94万6,000円を追加し、2,820万6,000円にしようとするものです。内訳は、現年課税分の賦課額確定と収納見込みにより増減するもの及び滞納繰越分の収納実績により増額するものです。

続いて、7ページを御覧ください。2目退職被保険者等国民健康保険税、既定額から15万6,000円を減額し、6,000円にしようとするものです。内訳は、現年課税分の賦課額確定により減額するものですが、こちらは今年度対象者がいなかったために現年分3種、滞納繰越分3種の合計6,000円となるよう科目維持のための補正となっております。

次に、8ページをお開きください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、既定額に2万5,000円を追加し、3万3,000円にしようとするものです。内訳は、督促手数料の収納実績により増額するものとなっております。

続いて、9ページを御覧ください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から626万3,000円を減額し、1,687万6,000円にしようとするものです。内訳は、基盤安定繰入金の確定に伴う増額及びこれまでの繰越金及び諸収入の収入実績により、その他一般会計繰入金額を調整するものとなっております。

続いて、10ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目広域連合負担金、既定額に7万4,000円を追加し、4,461万7,000円にしようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金の確定に伴い必要額を増額しようとするものとなっております。

次に、2項徴税费、1目賦課徴収費、既定額から1万8,000円を減額し、70万6,000円にし

ようとするものです。内訳は、13節委託料で電算業務委託料の執行残を減額しようとするものです。

次に、11ページを御覧ください。5款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から550万4,000円を減額し、369万4,000円にしようとするものです。内訳は、歳入予算の減額に伴い予備費で調整するものとなっております。

以上で国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険課所管の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。

6ページをお開きください。2、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス等収入、既定額から2万円を減額し、422万9,000円にしようとするものです。内訳は、居宅介護サービス等収入の実績見込みにより減額するものです。

1款1項2目地域密着型介護サービス費収入、既定額から61万3,000円を減額し、889万2,000円にしようとするものです。内訳は、地域密着型介護サービス費収入の実績見込みにより減額するものです。

1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1目介護予防・日常生活支援総合事業費収入、既定額に18万3,000円を追加し、129万9,000円にしようとするものです。内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業費収入の実績見込みにより増額するものです。

1款3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、既定額に2万8,000円を追加し、142万3,000円にしようとするものです。内訳は、現年度分の居宅介護サービス自己負担金の増額、地域密着型介護サービス自己負担金の減額及び介護予防・日常生活支援総合事業自己負担金の増額で、それぞれ見込みによるものでございます。

次に、8ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額から459万3,000円を減額し、3,265万3,000円にしようとするものです。内訳につきましては、一般会計繰入金の減額でございます。

続いて、9ページを御覧ください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額から4万2,000円を減額し、97万6,000円にしようとするものです。内訳は、通所介護等給食サービス利用料の実績見込みにより減額及び訪問介護職員等雇用保険負担金を減額するものです。

次に、10ページをお開きください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、既定額から512万6,000円を減額し、3,780万円にしようとするものです。内訳は、介護支援専門員、訪問介護員、介護員の報酬、共済費、報償費を減額するものです。

続いて、11ページを御覧ください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、既定額に13万1,000円を追加し、1,049万4,000円にしようとするものです。内訳は、12節、家電リサイクル手数料の新規計上、これにつきましては18節の洗濯機購入事業新規計上によるリサイクル手数料となります。デイサービスセンターの洗濯機につきまして故障

により新規計上するものでございます。また、消化器購入事業につきましても、デイサービスの消化器が使用期限が切れることから新規に計上するものでございます。

2款1項2目訪問介護事業費、既定額から1万5,000円を減額し、71万1,000円にしようとするものです。内訳は、消耗品費の執行残によるものです。

2款1項3目居宅介護支援事業費、既定額から4万7,000円を減額し、36万8,000円にしようとするものです。内訳は、消耗品費の執行残によるもののほか、ケアプランシステムリース料を増額するものでございます。

12ページからの補正予算給与費明細書につきましては後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計補正予算(第5号)について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩井英明君) 今城建設課長。

○建設課長(今城 豪君) 私のほうから赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について説明をさせていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水道使用料、既定額から147万1,000円を減じ、5,287万7,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1節現年度分水道使用料の実績による減額でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に204万9,000円を加えて2,003万2,000円にしようとするものでございます。1節一般会計繰入金の増額でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に2万2,000円を加えて846万6,000円にしようとするものでございます。12節役務費で2万2,000円の増額でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、既定額に55万6,000円を加えて5,684万4,000円としようとするものでございます。11節需用費で118万4,000円の増額、これにつきましては各水道施設の電気料の不足が見込まれることから増額するものでございます。13節委託料、15節工事請負費、16節原材料費につきましては執行残でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第5号)について説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。2、歳入、2款事業収入、1項使用料、1目下水道使用料、既定額から45万9,000円を減じて1,099万1,000円としようとするものでございます。1節現年度分下水道使用料で45万9,000円の減額、これは実績によるものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般

会計繰入金、既定額に45万9,000円を加えて5,647万7,000円とするものでございます。1節一般会計繰入金の増額でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 2点お聞きいたします。

まず、一般会計補正予算書の32ページです。ページの中頃のプレミアム商品券事業委託料、減額となっておりますが、消費税増税に伴うプレミアム商品券事業の執行残ということだと思っておりますが、商品券事業の実績、対象となった方、どれだけ利用されて、どのくらいの金額利用者さんに還元されたのか、もし今の時点で集計できているようでしたら教えていただきたいです。

次に、一般会計補正予算の54ページです。学校のPC端末についてです。ご説明の中では1人1台を目指すということで、今後5年間かけて進めるということでしたが、ということは5年間補助事業が続くという理解でよろしいのかどうかという点と、あと対象となる学年は小学校5年、6年、中学校1年生という説明だったのですが、例えば学校に何台か来て、それを学年みんなで使うというイメージではなくて、学年ごとに進めていくという理解なのか。導入のイメージが分からなかったのので、それをご説明いただきたい。あと、学年ごとの端末の用意ということになるのであれば、生徒数はこれからどんどん減っていくかと思うのです。児童生徒の増減に対応していくためには購入ではなくてリースという方法もあるのではないかなと思ったのですが、その辺について教えてください。お願いたします。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） まず、私のほうから一般会計補正予算32ページのお問合せいただいた部分についてお答えをしたいと思います。

プレミアム商品券の部分ですけれども、対象となる方々は2つに分かれます。1つは非課税者であること、もう一点は子育て世帯であること、この2点になっています。制度設計は国で行われていますのでそのとおりに進めてきたのですけれども、非課税者につきましては402名の方に個別周知だとかいろいろさせていただきましたけれども、実際に商品券を手にした方は22名ということで5.5%ほどです。子育て世帯につきましては、24世帯にご案内をさせていただいて7世帯の方、約30%の方々がご利用いただきました。発券につきましては、額面で67万5,000円分を交付した形になります。そのうち25%につきましてはがいわゆる国からの補填というか、支援の分ということでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 総務課について再度質問ありませんか。

能登ゆう君。

○4番(能登ゆう君) 非課税世帯の方の利用がかなり少なかったような印象を受けますが、この辺どのように把握していらっしゃるか。政策の効果として実際の利用が伸びなかった理由をどのように整理されているかお聞かせください。

○議長(岩井英明君) 総務課長。

○総務課長(高松重和君) 周知の方法ですけれども、先ほどお話をさせていただいたように、まず個別のご案内というものをさせていただきました。その後広報だとかリーフレットを区会を通じて配布させていただいたり、周知は月ごとにさせていただいておりました。ただ、全国的な傾向だと思えますけれども、非課税世帯につきましては手続きが煩雑であったというのは報道等でもなされているかなと思います。その点がまず1つと、最低5,000円の商品券を4,000円で買っていただくということになるのですけれども、4,000円を先に出さなければいけないというような個々の皆さんのご判断もあったのかなというふうに判断をしているところです。

○議長(岩井英明君) 教育委員会、答弁よろしいですか。

教育長。

○教育長(根井朗夫君) お尋ねの国のGIGAスクール構想について前段ちょっとお話しさせていただきますと、令和元年12月13日に閣議決定されまして、その後令和元年度の補正予算で緊急で2,318億円の経費が盛り込まれ、1月30日に決定したものでございます。それから通知が続けて出ているところで、まだ完全に通知が出ていないのもございますが、現状の中でまずはご質問の中の補助が続くのかという件についてなのですが、これについては端末のほうに関しては5カ年の補助、もう一つ、ネットワーク回線については2カ年の中で実施する場合には補助金を出しますよということで通知が来ています。国のほうとしては、できれば早い段階で全児童生徒数分の端末をそろえてほしいというような通知も来ていますが、今段階で来ている補助の確定分については3学年分の端末、1台4万5,000円の端末3学年分を補助金で支給できますよということで通知が来ているところです。

もう一つお尋ねのみんなで使うのかという件に関してなのですが、ここに関してはまだこれについての通知は来ていませんが、利便性を考えたときに私どもとしては子供たちが使える範囲で早く学習に供用したいというふうに考えていることから、全体で共有しながら徐々に使っていくというか、そして全員にそろえていけるような形になればいいなというふうに考えているところです。

最後に、人数のお話がありました。これについては、国のほうの補助金のシステムがリースではなくて、先ほどの繰り返しになりますが、購入のものに関して補助を出しますよということになっていますということと、もう一つのネットワークのほうについても、これについては補助金で、実質うちの村の支出分については2割負担ということになるのですが、この形をとった場合に交付税、それから補助金を出しますよという形になっていますので、我々としてはリースではなくて購入ということで考えていきたい、そんなふうに考えてお

ります。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 国のほうの事業では、これからの更新に関する費用的なものについては、何年かたったら新たに買い換えていくことになるかと思うのですが、それについての見通しとかは国のほうからどのように出されているのか。それぞれの自治体でそこは持つてくださいという話なのか、その辺どのように理解したらいいでしょうか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 今の部分のところのはっきりとした指示は出ていませんが、今回のGIGAスクール構想に関わっては当面の部分、当面がどのぐらいになるかというのはあるのですが、GIGAビット、高速ネットワーク通信とそれに伴う端末の整備ということで、端末によるスペックで影響が左右されないような、そういう端末の整備とそのため基盤整備をしましょうという方針が出ています。ですから、私どもとしては、最低5年間はそれに対応できるものというふうに考えています。というのは、具体的には出ている例示の中では、1つにはOSの影響を受けないような、そういうソフトが活用できるようなシステムをというような話も出ていますので、更新されることで変わらないような、そういう状況のものを整備することで、長い期間それに対応できるようなものということも視野に入れながら整備をしようというふうに考えているところです。

○議長（岩井英明君） 山口芳之君。

○7番（山口芳之君） 53ページの教育費の関係なのですけれども、室内空気中化学物質測定委託料、執行残という形で出ていますけれども、各学校、3校とも測定はしているのですけれども、その結果というのをお知らせしていただきたいのと、あとワックスをその前にかけているのか、ワックスの執行残も出ているのですけれども、ワックスをかけた後に測定したのか、その前に測定したのか、それも含めてお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 今のご質問ですが、ワックスについては、毎年夏休み期間中に3年一サイクルで場所を決めてワックスの塗り替えを実施してございます。室内空気中化学物質の委託については、毎年冬休みにやっております。今年もこの間報告書をいただいたばかりですが、特に問題ないということの報告をいただいて終わってございます。

○議長（岩井英明君） 山口芳之君。

○7番（山口芳之君） 特に問題ない数値というのは、普通の人が吸っても大丈夫ですよという数値なのか、ゼロという意味なのか、その辺も含めて。

○議長（岩井英明君） 谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 平均値というのがたしかありまして、それ以下だという内容だったと思います。

○7番（山口芳之君） 分かりました。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番(湯澤幸敏君) 一般会計補正予算書の57ページです。放課後子ども教室費、当初2.5人で予算立てをして減額をされていますけれども、減額の理由はどんな理由だったのでしょうか。

○議長(岩井英明君) 教育委員会次長。

○教育委員会次長(谷 早苗君) 今湯澤議員もおっしゃいましたとおり、当初予算を組む段階で2.5人の人員で計上してございましたが、4月から今まで2人で実質やっております。あと、1日の時間も5時間で計上していたのですが、そちらの時間も4時間ということで運営した結果、この金額の残額が出たということになります。来年度の当初予算については、大体2人の体制で4時間で実施できるということが分かりましたので、令和2年度の予算については時間数を落として計上のほうをさせていただいております。

○議長(岩井英明君) 湯澤幸敏君。

○5番(湯澤幸敏君) 参加人数ということではないわけですね。その時間でやれるという、そういう理解でよろしいですか。

○教育委員会次長(谷 早苗君) はい。

○議長(岩井英明君) 川人孝則君。

○6番(川人孝則君) 11ページ、歳入ですけれども、固定資産税の分で三百九十何万、現年度減になっています。これは固定資産税、減免の対象になったのかどうなのか、確認の意味でお聞かせください。

○議長(岩井英明君) 高松総務課長。

○総務課長(高松重和君) 令和元年度、平成31年度の予算計上の段階におきまして、税目、各種そうなのですけれども、前年度平成30年度の課税賦課時点、8月1日時点の状況を参考に予算計上させていただいております。先ほど副村長からお話がありましたけれども、実績値に基づいて当初見込んでいた、1年前の数字を基に見込んでいた数字よりも実際ふたを開けてみたら固定資産税が減ったというようなことをご理解いただければと思います。

○議長(岩井英明君) 川人孝則君。

○6番(川人孝則君) 実績に基づいたというのは分かるのですが、評価が違うのかどうなのか。面積は変わらないと思うし、固定資産税、逆に言えば入るほうが多くなっているのかなという感じで捉えていたものですから、それが減になるというのは、何かの影響で減税の対象があっただけなのかと思って。要は30年度の評価が高かったという判断なのか、固定資産の評価に変動があったのかどうかということを確認したいのですが。

○議長(岩井英明君) 総務課長。

○総務課長(高松重和君) 固定資産の評価につきましては、3年に1度評価替えということになっていますので、3年間基本的には変わりません。次の評価替えが令和3年度の予定になっていますので、評価自体が変わったということではございません。あくまでも先ほどお話をしましたけれども、賦課実績に応じて、あと償却されたものもあるということで減ったということをご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（岩井英明君） 曾根敏明君。

○2番（曾根敏明君） 一般会計予算の30ページの交通安全対策費、説明が載っているのですけれども、現在も各区会から役員というか、そういうのが1名ずつ出されていると思うのですけれども、実際に年に何回集まって、どのような活動が行われているのかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今のご質問は、各区会から役員さんが出ているというお話だったので、交通安全協会のお話かなというふうに私は受けたのですけれども、それでいいですか。交通安全協会という観点でお話をしますと、各区会から、また事業所から役員の選出をいただいて運営をしております。春に総会を行って、1年間の交通安全運動ということで、村の行うことと併せて学校とかとも協力しながら交通安全運動を展開させていただいています。あと、小中学生が行うポスターコンクールだとか、交通安全標語コンクールだとか、そういったことを行っているということでご理解いただければと思います。

○議長（岩井英明君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第12号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第12号 令和元年度赤井川村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第13号 令和元年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第14号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第14号 令和元年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第15号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第15号 令和元年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第16号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第16号 令和元年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第17号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第17号 令和元年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第21 令和2年度村政執行方針

○議長（岩井英明君） 続きまして、村長より令和2年度村政執行方針並びに教育長より令和2年度教育行政執行方針が提出されておりますが、まず日程第21、令和2年度村政執行方針を行います。

村長から発言を求められておりますので、発言を許します。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、令和2年度第1回定例会の開会に当たり、村政執行への所信を述べさせていただきます。

私は昨年4月の統一地方選挙において「人と資源を活かした村づくり」を掲げ立候補させていただき、村のかじ取りを任せていただくことになりました。

今、日本は、少子高齢化に伴う人口減少という、世界がまだ経験していない未知数の領域にいち早く入り、経済活動をはじめ情報化を基盤とする社会構造や働き方など、多くの分野で価値観や物事を捉える概念に大きな変革が求められる時代に入ったと言えます。

私は、そういった時代の転換点であるからこそ、地方の小さな自治体である赤井川村は、あらゆる場面で村民の皆さんにも村を元気にするための担い手として、できることには積極的に協力や参加をしてもらいながら、未来につなげる村づくりを進めなければならないと強く思っています。

村政運営は、これまでも平成27年度に策定しました「第四期総合計画」を基本としてきました。本年度は10年計画の中間見直しを行う年度でもあることから、前期の実績を評価する中で、見直すべき内容は積極的に見直し、今後も必要とされる計画は継続することを基本に、後期計画の組立てを行いたいと考えています。

また、公共を支えるのは役場や村民のみならず、民間企業や村に所縁のある村外の方々との協働もこれからの時代には重要であると考えています。人と自然が調和を保ちながら、持続可能な開発計画などに積極的な考えを持っている企業をはじめ、さらなる関係人口の構築を進め、あらゆる連携を図ってまいりたいと考えています。

村政運営に臨む基本姿勢としましては、令和2年度の村政運営の基本姿勢としては、これまで継続的に取り組んできた住民サービス施策については大きく変更する考えはありませんが、事業継続による施策の効果については常に課題意識を持ち、見直しが必要と判断されるものは見直しを行い、よりよい施策となるようにしたいと考えています。

また、財政課題をはじめ介護・福祉、農業、観光、公共交通など住民生活に直結する課題が数多くあることを踏まえ、一つ一つ丁寧な議論を重ね、優先順位を見極めながら着実に取り組むたいと考えており、次の3つの視点を持って村民の声を大事にしながら村政を進めてまいります。

1つ目は、「活力を感じる村づくり」です。

働く世代の減少が村の活力を低下させる大きな要因の1つとなっており、基幹産業である農業と観光・リゾート産業に元気がなければ、今後も働く世代の増加は見込めず、村全体に活力が感じられなくなってしまう。

このため、持続可能な農業を実現させるため新たな発想を持って農業振興に取り組みます。

また、観光においてはキロロや道の駅などの機能強化を側面的に支援し、食を通じた観光で築いた関係人口（交流人口）の増加と雇用の拡大につなげたいと考えています。

また、国が進める高速通信網の整備や民間事業者が調査を進めている再生可能エネルギーの動向も注視し、働く世代の増加に少しでも結びつく可能性を見定めながら、住んでいる人も訪れる人も活力を感じる村になるよう取り組みます。

2つ目は、「安心して暮らせる村づくり」です。

村民一人一人が生涯にわたって心身ともに生き生きと暮らせるようにするため、保健・医療・介護のサービスや子育て支援などを充実させ、それぞれが生きがいとなる活動に取り組む環境をつくる必要があります。

しかし、本村の限られた財源と人的資源を考慮すると、全てを充実させた支援を継続することはとても難しいことです。

このため、村と社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関が今まで以上に連携を密にし、分野別に役割分担を明確にした中で、支援を必要とする村民情報を適切に共有し、関係機関や地域の方々をはじめ住民組織などにも協力をいただきながら、課題解決への取組が円滑につながるようにすることで、安心して暮らせる村づくりを推進します。

3つ目は「未来に繋がる公共インフラなどの定住環境整備」です。

道路・河川・橋梁をはじめ、上下水道や公営住宅などの公共インフラはこれまでも村民生活の土台であることから計画的に整備し、老朽化した施設についても計画的に維持補修を行ってきました。

特に経費がかさむ大規模工事については、国費補助や有利な起債を活用するなどの財源を確保をしながら取り組んできました。

しかし、近年は国の厳しい財政事情から補助採択が限定される場合も多く、計画どおりに進捗できないなど苦慮することも出てきているのが現状です。

また、公共交通としてのバス路線確保も重要な課題として議論をスタートさせています。

このため、本年度も継続性や緊急性、防災対策などの優先度の高いインフラの整備補修に努めるとともに、公共交通活性化協議会の議論を活発に進めてもらい、村民の生活に支障の出ないよう取り組みます。

続きまして、政策展開の重点事項をご説明させていただきます。

まず、1として活力ある産業の展開。

①として農業の振興であります。

基幹産業である農業振興対策はこれまでも重点対策として様々な取組を進めてきましたが、抜本的解決に至っていない課題も多いことから次について重点的に取り組みます。

確保すべき優良農地の保全対策計画の策定。

新規就農希望者就農システムの見直し。

農業農村整備事業計画樹立に向けた準備。

農業振興補助事業の効果的運用。

有害鳥獣駆除の取組強化。

農産加工施設のあり方検討。

落合ダム関連設備等の更新に向けた検討であります。

②として林業の振興であります。

村有林を主体に民有林においても多面的機能を持つ森林資源の保全と活用を計画的に進めており、引き続き赤井川村森林整備計画に基づき事業を進めます。

1つとしては、森林環境譲与税を活用した新たな森林整備事業の掘り起こしを実施したいと考えております。

③として商工業の振興であります。

村内で事業展開する事業者は、小規模ながら新たな取組に挑戦し業績を伸ばしている事業者もあり、村の産業の一躍を担っています。

これら事業者は商工会へ結集しながら経営の安定化を目指していることから、引き続き商工会への支援を行います。

1つとしては、商工会運営の安定化を図るための支援を行っていききたいというふうに考えております。

④としては観光の振興であります。

村の観光は、キロロを核としたリゾート観光と道の駅や温泉を核としたドライブ観光に分けられますが、いずれも新鮮でおいしい農畜産物を活用した「食」がキーワードになります。

このため、ふるさと納税のPR活動も含め、食と観光が有機的に結びつくような取組を観光協会とも連携しながら進めたいと考えております。

1つとしては、キロロリゾート新規プロジェクトへの側面的支援。

道の駅「あかいがわ」地場製品の販売促進支援。

関係人口拡大に向けた村製品のPR活動についてであります。

⑤として再生可能エネルギー関連計画への対応であります。

地熱開発をはじめ風力・太陽光・水力といった再生可能エネルギーを使った発電事業に関する調査が民間事業者を主体に村内数カ所で実施されており、昨年は小規模太陽光発電所が1カ所売電事業を開始しています。

このため、村民の住環境に少なからず影響を受ける可能性が見込まれるような再生可能エネルギー発電事業については、特に国の法令やガイドラインを遵守した開発が進められ

るよう関係機関の協力を得ながら事業者対応を進めたいと考えております。

1つとしては、特に住民合意を重視した村独自のガイドラインの策定に向けた準備を進めたいというふうに考えております。

2として安心して生活できる環境の確保であります。

村は全ての村民が心身ともに健康で生き生きと生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉・子育て支援をはじめとする事業を各種計画に基づき継続実施しております。

消防・防災については、北後志消防組合赤井川支署との連携を強化しており、緊急時に迅速な対応ができるよう情報共有も進めています。

また、主要指定避難所の環境改善も進めます。

なお、次の重点事項については村民の皆さんにも積極的に協力をいただくことを必要とする施策もあることから、各事業について丁寧に説明し推進することとします。

①として保健・医療につきましては、各種健診の実施、健康教育・健康相談等保健指導の充実。

自主的な健康づくり・体力づくり活動の支援。

「第2期赤井川村健康づくり計画」に基づく広報・啓発活動の推進。

村民の健康管理意識を向上させる各種健康教育行事の開催などを実施したいと考えております。

②として子育て支援についてであります。

1つとして、へき地保育所の保育内容の充実。

妊婦・新生児訪問、個別相談等母子保健事業の推進。

保育所と学校の連携による継続した支援体制の強化であります。

③として高齢者支援（生きがい対策・介護）についてであります。

介護三事業の円滑な運営。

悠楽学園大学の内容充実。

一般介護予防の充実（高齢者サロン、運動教室等）でございます。

総合相談支援の充実。

認知症施策の推進。

在宅医療、介護連携の推進などを重点的に進めたいというふうに考えております。

④として障害者支援であります。

北後志自立支援協議会活用等による相談支援体制の充実。

糖尿病性腎症重症化予防プログラムへの取組。

各種障害福祉サービスの提供体制充実などを取り組みたいと考えております。

⑤として地域福祉についてであります。

生活支援体制の強化。

助けあい隊活動の推進。

冬期間における在宅高齢者の除雪支援事業の継続。

民生委員、児童委員や各種相談員の活動支援などを重点的に進めたいというふうに考えております。

⑥として社会保障についてです。

国民健康保険、後期高齢者健康保険窓口の一本化を図っていきたいというふうに考えております。

⑦として消防・救急についてです。

インバウンド観光客への対応強化。

救急救命技術の保持、向上訓練の強化。

北海道消防操法訓練大会に向けた集中訓練の実施。

村の福祉、介護分野との連携などを重点的に進めたいと考えております。

⑧として移住定住対策についてであります。

事業の効果検証と新たな対策の検討。

施策のPR。

ふるさと納税と連携したPR活動などに重点的に取り組みたいと考えております。

⑨として防災対策についてです。

健康支援センター用固定式発電機の整備。

水道施設用移動式発電機の導入。

主要避難所のWi-Fi施設整備などを重点的に行いたいというふうに考えております。

3として公共インフラなどの計画的整備であります。

①として村道整備であります。

村道整備については幹線道路及び生活道路を中心に国土強靱化計画に基づく防災的視点も持ちながら整備を進めます。

また、路面の損傷などが激しい路線については、日常の通行に支障が出ないように補修に努めます。

1つとしては、富田線道路改良工事。

村道舗装補修工事などを重点的に行いたいというふうに考えております。

②については河川整備であります。

河川整備については異常気象による防災対応が重要となることから、河道内に堆積した土砂や流木の撤去を計画的に行います。

1つとして、緊急自然災害防止対策事業債を活用した河川整備工事について昨年に引き続き実施していきたいというふうに考えてございます。

③として橋梁整備でございます。

老朽化した橋梁については「橋梁長寿命化計画」に基づき整備します。

1つとして、母沢線母沢橋補修工事を実施したいと考えております。

④として簡易水道整備関係でございます。

安全な飲料水を供給するため、適正な管理を継続するとともに、老朽化した施設について

は計画的に更新を行います。また、緊急時の防災対策にも取り組みたいというふうに考えてございます。

⑤として下水道の整備であります。

施設整備後20年以上経過していることから、老朽化した機器類について「ストックマネジメント実施方針」を策定し、更新を進めてまいります。また、下水道計画区域外における合併浄化槽の普及啓発も継続して行っており、設置者への支援も継続しています。

1つとして、主ポンプ井攪拌装置更新工事。

曝気装置インバーター改修工事。

スクリーンユニット改修工事。

移動式発電機導入などを重点的に行いたいと考えております。

⑥として公営住宅などの整備についてであります。

老朽化した公営住宅については「公営住宅長寿命化計画」に基づき建て替えやリフォームを進め、活用ができなくなった村営・村有住宅は取り壊しを進めてまいります。

1つとして、村営緑丘団地全面的改善改修工事。

村有住宅解体工事（赤井川地区1棟、都地区1棟）を実施したいというふうに考えております。

⑦としてその他公共施設の整備についてであります。

各施設の管理は延命化を図りながら、村民の利用に支障が出ないよう計画的な維持補修を進めたいと考えております。

⑧として生活廃棄物及びし尿の処理についてであります。

可燃ごみ及び資源ごみについては「北しりべし廃棄物処理広域連合」の処理施設、不燃物については村の一般廃棄物処理場で適正に処理をしておりますが、今後ごみの減量化と分別の徹底は必要であると考えています。

北後志衛生施設組合のし尿処理施設については老朽化対策として新たな施設整備の計画が承認されたことから今後は実施に向けた準備が進められることとなります。

次、4として行財政の運営についてであります。

行財政の運営に当たっては慎重を極めながらも必要と判断される場合は、大胆さも必要と考えますが、国の財政状況を考慮すると、小規模自治体である赤井川村としては、創意工夫を行いながら自主財源の確保を念頭に、民間企業との連携にも積極的に取り組み、内部執行経費の縮減にも取り組み、財政の健全化を進め持続可能な村づくりを実現しなければならないと考えています。

加えて、行政の見える化にも引き続き取り組みます。

このような考え方を基本に令和2年度の各会計の予算規模は次のとおりであります。

一般会計23億2,500万円、後期高齢者医療特別会計2,060万6,000円、国民健康保険特別会計6,179万9,000円、介護保険サービス事業特別会計4,806万4,000円、簡易水道事業特別会計6,321万7,000円、下水道事業特別会計8,484万8,000円、総計26億353万4,000円の予算を計上

させていただきます。

以上、令和2年度の村政執行方針について述べさせていただきました。

今、私たちを取り巻く様々な状況は、「グローバルな5G社会」(第5世代移動通信システム)とひとくくりに言われることが多く、実態の見えないときの流れの中で物事が進んでいく危険をはらんでいると感じています。

しかし、私たちが住む「ふる里赤井川村」は、これまで先人が120年という歴史の中で積み上げてきた有形・無形の財産の上に成り立っているという事実は変えられません。

そしてこの貴重な財産を未来につなげるのは今を生きる私たちの責任であり、かじ取りを担う私の責任であるという思いを強くしております。

令和2年度の村政運営に対し、村民の皆様と村議会議員の皆様の深いご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

ありがとうございました。

◎日程第22 令和2年度教育行政執行方針

○議長(岩井英明君) 次に、日程第22、令和2年度教育行政執行方針を行います。

教育長から発言を求められておりますので、発言を許します。

根井教育長。

○教育長(根井朗夫君) それでは、令和2年第1回赤井川村議会定例会の開会に当たり、赤井川村教育委員会会議において合意決定した教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

グローバル化が進展し、IoTやAIが新たな価値を生み出すSociety5.0が到来しようとする今、私たちは大きな変化の時代に直面しています。

グローバル化への対応や情報技術の習熟をはじめとした新たな教育の取組は必須です。さらに、そういう時代だからこそ、それにとどまらない人間としての力を身につけるべきであると考えております。

加えて、生涯学習の理念に基づき「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる社会教育環境を整え、村民が生きがいと楽しみを持って活動できる取組が大切であると考えております。

本年度も引き続き村理事者並びに議会議員の皆様の深いご理解と村民各位の温かいご支援の下、教育の諸活動が円滑に推進できるよう取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政推進の基本姿勢を申し上げます。

1つ目は学校教育についてです。学校教育では「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育む教育を推進してまいります。

就学前幼児期から学校・家庭・地域が連携できる体制を整え、就学後は小学校と中学校が連携し、個々の学びと育ちを支える赤井川スタイルを確立させる取組を引き続き推進するとともに、教育環境の整備や充実を図ることを通し、村全体で子供たちの「生きる力」を育

む教育の実現に努めます。

2つ目は社会教育についてです。社会教育では、住民の主体的・実践的な学習意欲を喚起し、村ぐるみで生涯学習に取り組めるよう学習機会の充実に努めてまいります。

点検・評価を行いながら関係機関・団体・学校・地域の機能を生かした事業実施に努めるとともに、社会教育施設の運営については計画的な維持管理に努め、村民にとって日常的に使いやすい施設となるよう努力します。

また、人材育成は、学校教育や社会教育の分野を横断した取組が必要との観点から、学校教育と社会教育の連携を推進してまいります。

施策の実行に当たっては、効果的な推進を目指し、重点項目を絞った施策を実行します。

次に、令和2年度の重点施策について申し上げます。

第1は、「地域とともにある学校づくりの推進」であります。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘され、さらに学校は抱える課題が複雑化・困難化してきています。そのような中、目標を社会と共有し、必要な資質・能力を社会との連携により育成する「社会に開かれた教育課程」の理念の下に、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づいた授業改善を進めるとともに、「カリキュラム・マネジメント」を通して、教育課程の改善・充実を図っていくことが学校に求められています。

そのため、これまでの「開かれた学校づくり」から一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指して、「学校運営協議会」を設置します。また、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を推進します。これらの活動を通して、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築します。

第2は、「新たな時代に対応した教育の推進」であります。

社会が大きく変わっていく中、社会が変われば働き方が変わり、働き方が変われば求められる能力も当然変わってきます。求められる能力が変われば、その力を培う教育も変わっていかねばなりません。

子供一人一人が、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力を身につけていくために、グローバル化に対応した教育、ICT教育の充実を図ります。

グローバル化に対応した教育では、本村が長く培ってきた国際交流の成果の上に、小学校1年からの英語授業、小中の乗り入れ授業、中学校での英検の全員参加と無償化の取組等を通して外国語教育の充実を図ります。

ICT教育では、学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられたことから、「GIGAスクール構想」に基づく学校の高速ネットワークと端末の整備を図るとともに、プログラミング的思考の育成を効果的に図るプログラミングロボットの全校配置を行います。

第3は、「小中連携して生きる力を育む教育活動の推進」であります。

児童・生徒には、将来にわたって生きる力の支えとなる、知、徳、体の調和のとれた教育の計画的推進が一層重要となっていることから、義務教育9年間に系統性の持たせた「第2期赤井川村小中連携教育方針」を踏まえた教育活動を引き続き実践し、将来の小中一貫教育を見据えた連携教育の充実・強化が必要です。

このため、小学校と中学校が同じ目線で個々の子供たちの成長を支えるという共通認識と、「自主性と主体性の涵養」という連携教育の目標を共有し、中学校卒業時における「あるべき姿」を

『人間愛にあふれ、郷土に誇りを抱き、自己の夢や希望に向かって歩む15歳』と定め、その姿を実現するために、「小中連携推進委員会」を核に、課題に応じたプロジェクトにおける活動を推進します。

また、各校ごとに以下の取組を進めます。

【確かな学力】を育む教育の推進に向けては

子供たちが進歩著しいこれからの社会や世界に向き合って関わり合い、自らの人生を切り開いていくために、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等の涵養」が求められています。これらの力を育成するために、

- ・新学習指導要領に基づく社会に開かれた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントによる改善
 - ・全国学力学習状況調査の結果やチャレンジテスト等を活用した学習指導の充実
 - ・校内外の先進地視察と効果的な実践を取り入れた授業改善
- などを重点に取り組みます。

【豊かな心】を育てる教育の推進については

基本的な倫理観や規範意識、生命の大切さや思いやりの心、美しいものに感動する心や自己肯定感を醸成させるために、

- ・考え、議論する道徳授業の職員研修と実践
 - ・児童生徒の思いやり・信頼関係を基本とした生徒指導の充実
 - ・学校図書の実践と読書活動への支援
 - ・児童生徒が協同作業に取り組む植樹活動の実施
- などを重点に取り組みます。

【健やかな体】をつくるための教育の推進については

体力は、意欲や気力にも大きく関わり、食べることと同様に、子供たちが生涯にわたり心身ともに健やかに生きていくための基礎となるものであることから、

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査や各種テストの実態把握に基づいた体育活動の改善、充実
- ・歯磨き指導、フッ化洗口や食育の充実など健康教育の推進

・部活動やクラブ活動の推進や少年団活動等との連携などを重点に取り組みます。

第4は「教育環境の充実と保護者支援の充実」であります。

教育環境については、これまでも村理事者及び村議会各位にご理解をいただきながら、その都度対応を図ってきたところでありますが、施設の老朽化や耐用年数の経過から修繕や更新を必要とする施設や設備が増加していることから、特に学校施設については、平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画を基本とし、国の補助事業の活用を北海道教育委員会と相談しながら、また、その他の社会教育施設についても、利便性を損なわないよう改善計画の策定を図りたいと考えております。

次に保護者支援についてであります。

これまでも、教育に係る保護者負担の軽減に努めているところですが、児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、

- ・学習教材への支援
- ・学校給食費無料化への支援
- ・部活動における全道、全国規模大会出場への支援
- ・漢字検定や英語検定などの資格取得者への支援
- ・高等学校生徒の通学支援

などを重点に、本年度も継続して取り組みます。

第5は「心と身体の健康を目指す生涯学習の推進」であります。

生涯学習の中核となる社会教育については、「第12期赤井川村中期社会教育行政計画」を基本に、より多くの村民が生きがいを持って活動できるように、

- ・幼児期から本と親しむ活動の支援や読書環境の充実
- ・各種団体と連携したレクリエーションスポーツの推進
- ・ジュニアスポーツ活動の推進
- ・郷土芸能伝承活動の支援
- ・郷土資料の活用をはじめ郷土を知る活動の推進
- ・国際交流推進プランに基づく学校教育活動と連携した国際交流事業の推進
- ・第50回の節目の年を迎える赤井川村文化祭の充実
- ・放課後子ども教室の充実

などを重点に取り組みます。

以上、令和2年度の本村教育行政の主な施策について申し上げます。

本村が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割は大変重要であります。学校教育の充実と豊かな生涯学習社会の浸透に向けた地域づくりを推進するため、村議会並びに村民の皆様のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） 以上で令和2年度村政執行方針並びに令和2年度教育行政執行方針を終了いたします。

◎日程第23 議案第18号ないし日程第28 議案第23号

○議長（岩井英明君） 続いて、日程第23、議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算を議題といたします。

この際、日程第23、議案第18号から日程第28、議案第23号までを一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算、日程第24、議案第19号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算、日程第25、議案第20号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算、日程第26、議案第21号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算、日程第27、議案第22号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算及び日程第28、議案第23号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算を一括議題といたしたいと思いを。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました令和2年度の各会計の予算についてご説明をさせていただきます。

まずは、一般会計予算書でございます。1ページ目をお開きいただきたいというふうに思いを。

議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算。

令和2年度赤井川村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億2,500万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

続きまして、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款村税2億8,562万円、1項村民税5,846万円、2項固定資産税2億950万4,000円、3項軽自動車税369万7,000円、4項村たばこ税551万1,000円、6項入湯税844万8,000円の計上であります。

続いて、2款地方譲与税5,467万2,000円、1項地方揮発油譲与税1,000万円、2項自動車重量譲与税4,000万円、3項森林環境譲与税467万2,000円の計上であります。

3款利子割交付金15万円、1項利子割交付金でございます。

4款配当割交付金20万円、1項配当割交付金でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金18万円、1項株式等譲渡所得割交付金であります。

6款地方消費税交付金2,300万円、1項地方消費税交付金であります。

7款自動車税環境性能割交付金600万円、1項自動車税環境性能割交付金であります。

8款地方特例交付金7,000円、1項地方特例交付金でございます。

9款地方交付税9億4,000万円、1項地方交付税であります。

10款交通安全対策特別交付金1,000円、1項交通安全対策特別交付金であります。

11款分担金及び負担金154万2,000円、1項負担金であります。

12款使用料及び手数料3,209万1,000円、1項使用料で2,901万1,000円、2項手数料で308万円でございます。

13款国庫支出金1億4,889万1,000円、1項国庫負担金3,660万9,000円、2項国庫補助金1億1,089万4,000円、3項委託金138万8,000円でございます。

14款道支出金6,155万5,000円、1項道負担金2,418万円、2項道補助金3,397万1,000円でございます。4ページ目に入ります。3項委託金340万4,000円であります。

15款財産収入811万9,000円、1項財産運用収入811万7,000円、2項財産売払収入2,000円の計上であります。

16款寄附金1億3,005万2,000円、1項寄附金であります。

17款繰入金3億5,362万5,000円、1項特別会計繰入金1,000円、2項基金繰入金3億5,362万4,000円。

18款繰越金3,000万円、1項繰越金であります。

19款諸収入5,364万5,000円、1項延滞金加算金及び過料2,000円、2項村預金利子1,000円、3項受託事業収入3,711万9,000円、4項雑入1,652万3,000円あります。

20款村債1億9,565万円、1項村債であります。

歳入合計23億2,500万円の計上であります。

続きまして、5ページ目、歳出に入ります。1款議会費4,861万2,000円、1項議会費であります。

2款総務費3億8,617万2,000円、1項総務管理費3億2,058万2,000円、2項徴税費2,429万7,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,835万1,000円、4項選挙費98万1,000円、5項統計調査費99万6,000円、6項監査委員費96万5,000円あります。

3 款民生費 3 億6,051万7,000円、1 項社会福祉費 3 億617万7,000円、2 項児童福祉費 5,434万円であります。

4 款衛生費 2 億3,558万1,000円、1 項保健衛生費であります。

5 款農林水産業費 1 億3,117万1,000円、1 項農業費で 1 億1,084万6,000円、2 項林業費で 2,032万5,000円であります。

6 款商工費 1 億1,428万7,000円、1 項商工費であります。

6 ページ目に入ります。7 款土木費 4 億216万8,000円、1 項土木管理費1,095万8,000円、2 項道路橋梁費 2 億6,584万6,000円、3 項河川費806万8,000円、4 項住宅費 1 億1,729万6,000円であります。

8 款消防費 2 億1,365万9,000円、1 項消防費であります。

9 款教育費 1 億8,881万6,000円、1 項教育総務費3,688万9,000円、2 項小学校費4,487万2,000円、3 項中学校費3,652万2,000円、4 項社会教育費2,846万円、5 項保健体育費4,207万3,000円であります。

10 款公債費 2 億3,595万1,000円、1 項公債費であります。

11 款予備費806万6,000円、1 項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の23億2,500万円の計上でございます。

続きまして、7 ページ目、第 2 表、地方債でございます。起債の目的、限度額からご説明をさせていただきます。過疎対策事業債、富田線道路改良工事で1,280万円、橋梁長寿命化事業で2,660万円、赤井川高原道路街路灯 LED 化工事で300万円、下水道広域化推進総合事業施設整備事業で140万円、道営水利施設等保全高度化事業で80万円、道の駅あかいがわ指定管理業務で2,540万円、基幹水利施設管理事業で480万円、外国語指導業務で570万円、赤井川村公共交通バス運行業務で300万円、過疎対策事業債合計で8,350万円でございます。続きまして、緊急防災・減災事業債でございます。健康支援センター緊急発電設備工事4,330万円、健康支援センターWi-Fi 設置工事150万円、緊急防災・減災事業債につきましても合計は4,480万円であります。続きまして、緊急自然災害対策事業債でございます。共栄の沢川護岸復旧工事として280万円。次ページに入ります。公営住宅建設事業債、村営緑丘団地全面的改善工事等で2,750万円であります。臨時財政対策債、臨時財政対策債として3,705万円であります。起債、全て合計 1 億9,565万円であります。起債の方法については、全事業、証書借入れまたは証券発行、利率については年 5 %以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法につきましても、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するところによる。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということで、全ての事業債について以下同様になってございます。

以上、一般会計についてご説明をさせていただきました。以下につきましては、副村長、担当課長で説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算書でございます。1ページ目をお開きください。

議案第19号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度赤井川村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,060万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300万円と定める。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款後期高齢者医療保険料822万6,000円、1項後期高齢者医療保険料であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料であります。

3款繰入金1,237万4,000円、1項一般会計繰入金であります。

4款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

5款諸収入4,000円、1項延滞金加算金及び過料で1,000円、2項償還金及び還付加算金で2,000円、3項雑入で1,000円。

歳入合計2,060万6,000円であります。

続きまして、3ページ目、歳出であります。1款総務費515万4,000円、1項総務管理費19万3,000円、2項徴収費496万1,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,525万円、1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。

3款諸支出金2,000円、1項償還金及び還付加算金であります。

4款予備費20万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の2,060万6,000円でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

続きまして、令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算書でございます。1ページ目をお開きください。

議案第20号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算。

令和2年度赤井川村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,179万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税2,593万円、1項国民健康保険税であります。

2款使用料及び手数料1万4,000円、1項手数料であります。

3款財産収入2,000円、1項財産運用収入であります。

4款繰入金3,584万7,000円、1項他会計繰入金3,584万6,000円、2項基金繰入金1,000円あります。

5款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

6款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入3,000円。

歳入合計6,179万9,000円あります。

続きまして、3ページ目に入ります。歳出、1款総務費6,109万1,000円、1項総務管理費6,031万7,000円、2項徴税費71万5,000円、3項審議会費5万9,000円あります。

2款基金積立金2,000円、1項基金積立金あります。

3款公債費1,000円、1項公債費あります。

4款諸支出金20万5,000円、1項償還金及び還付加算金20万4,000円、2項繰出金1,000円あります。

5款予備費50万円、1項予備費あります。

歳出合計、歳入同額の6,179万9,000円あります。

詳細については、担当課長より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算書でございます。1ページ目をおめくりください。

議案第21号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算。

令和2年度赤井川村の介護保険サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,806万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款サービス収入1,451万

1,000円、1項介護給付費収入1,164万円、2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入141万6,000円、3項自己負担金収入145万5,000円であります。

2款繰入金3,247万7,000円、1項一般会計繰入金であります。

3款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

4款諸収入107万8,000円、1項雑入であります。

歳入合計4,806万4,000円でございます。

続いて、3ページ目に入ります。歳出、1款総務費4,326万9,000円、1項施設管理費であります。

2款事業費469万5,000円、1項サービス事業費であります。

3款予備費10万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の4,806万4,000円でございます。

詳細については、担当課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして、令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算書でございます。1ページ目をお開きください。

議案第22号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算。

令和2年度赤井川村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,321万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款事業収入5,562万2,000円、1項使用料5,560万2,000円、2項手数料2万円でございます。

2款繰入金759万3,000円、1項一般会計繰入金であります。

3款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

4款諸収入1,000円、1項雑入であります。

歳出合計6,321万7,000円になります。

続いて、3ページに入ります。歳出、1款総務費898万9,000円、1項総務管理費であります。

2款営繕費4,233万2,000円、1項営繕費であります。

3款公債費1,179万6,000円、1項公債費であります。

4款予備費10万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の6,321万7,000円でございます。

詳細については、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

最後になります。令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算書でございます。1ページ目をお開きください。

議案第23号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算。

令和2年度赤井川村の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,484万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、赤井川村長。

2ページ目に入ります。第1表、歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金2万円、1項分担金でございます。

2款事業収入1,164万5,000円、1項使用料で1,163万7,000円、2項手数料で8,000円であります。

3款国庫支出金800万円、1項国庫補助金でございます。

4款繰入金6,518万1,000円、1項一般会計繰入金であります。

5款繰越金1,000円、1項繰越金であります。

6款諸収入1,000円、1項雑入であります。

歳入合計8,484万8,000円でございます。

続いて、3ページ、歳出であります。1款総務費385万3,000円、1項総務管理費であります。

2款営繕費6,004万9,000円、1項営繕費であります。

3款公債費2,084万6,000円、1項公債費であります。

4款予備費10万円、1項予備費であります。

歳出合計、歳入同額の8,484万8,000円でございます。

続いて、4ページ目をお開きください。第2表、債務負担行為でございます。事項、期間、限度額でご説明をします。令和2年度水洗便所改造等資金貸付事務委託に係る債務負担行為として、期間は令和2年度から令和6年度までの5年間、限度額につきましては貸付額に対する利子相当額でございます。続きまして、令和2年度金融機関が貸し付ける水洗便所改造等資金に係る損失補償でございます。令和2年度から令和6年度までの5年間、貸付額に延滞金を加算した額の範囲内でございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご決定いただければというふうに思います。

以上で各会計の令和2年度の予算についてご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、令和2年度一般会計予算の歳入についてのご説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも前年度と比較しまして増減の多いものや新規事業について主に説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計予算書の12ページをお開き願いたいと思います。1款村税、1項村民税、1目個人4,484万円の計上、前年度と比較し264万7,000円の増です。これは、現年課税分の増が見込まれることによるものでございます。

1款1項2目法人1,362万円の計上、前年度と比較して100万7,000円の減でございます。

1款2項固定資産税、1目固定資産税2億647万1,000円の計上、前年度と比較して194万7,000円の増です。これは、現年課税分の増が見込まれることによるものでございます。

1款2項2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金303万3,000円の計上、前年度とほぼ同額でございます。

1款3項軽自動車税、1目軽自動車税369万7,000円の計上、前年度と比較して17万3,000円の減でございます。

13ページに移ります。1款4項村たばこ税、1目村たばこ税551万1,000円の計上、前年度と比較し47万1,000円の減です。たばこ税については、ここ数年減少傾向が続いております。

1款6項入湯税、1目入湯税844万8,000円の計上、前年度と比較して133万9,000円の減です。入湯税もここ数年減少傾向にございます。

続いて、14ページに移ります。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税1,000万円の計上です。前年度と同額でございます。

2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税4,000万円の計上、前年度と比較し1,500万円の増額。こちらのほうは、本年度の実績から増額計上というふうになります。

2款3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税467万2,000円の計上、前年度は補正対応いたしました。今年度は当初予算として初めての計上になります。内容については、先ほど補正予算でも説明いたしましたが、昨年温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るため、国税として住民1人当たり1,000円を徴収して、市町村が行う間伐や木材利用促進等に払われるもので、当面は基金を設けて事業を推進していくものでございます。詳細につきましては、後ほど歳出のほうで課長のほうから説明を申し上げます。

次に、15ページです。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金15万円の計上です。前年度と比較して1万円の増でございます。

次に、16ページです。4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金20万円の計上、前年度と比較して4万円の減でございます。

次に、17ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目

株式等譲渡所得割交付金18万円の計上、前年度と比較して7万円の減でございます。

次に、18ページに移ります。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2,300万円の計上でございます。前年度と同額でございます。

次に、19ページに移ります。7款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金600万円の計上、前年度と比較して300万円の増です。内容につきましては、先ほど補正予算で説明しましたが、前年度は年度途中からということもあり、本年度は増額計上しております。

次に、20ページに移ります。8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金7,000円の計上、前年度と比較して2万3,000円の減でございます。

次に、21ページでございます。9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税9億4,000万円の計上でございます。前年度と比較しまして1,000万円の増でございます。これは、前年度実績から1,000万円を増額計上とさせていただきます。

次に、22ページです。10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金1,000円の計上で、前年度と同額でございます。

次に、23ページです。11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金154万2,000円の計上、前年度と比較して67万8,000円の減額ということになります。こちらのほうは、各種施設の利用者の減による実績の減により減額とさせていただきます。

次に、24ページに移ります。12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料53万1,000円の計上、前年度と比較して1万2,000円の減でございます。

12款1項2目衛生使用料48万9,000円の計上、前年度と比較して33万2,000円の増額でございます。今年度より新たに地域包括支援センターの健康支援センター使用料を計上させていただきます。

次に、25ページです。12款1項3目農林水産使用料133万2,000円の計上、前年度と比較して18万9,000円の増額でございます。こちらは、実績により畑かん施設使用料を増額しております。

12款1項4目商工使用料133万4,000円の計上、前年度と比較して5万8,000円の減でございます。

続いて、12款1項5目土木使用料2,502万9,000円の計上、前年度と比較して62万4,000円の減額でございます。こちらは、前年度実績による減額でございます。

12款1項6目教育使用料29万6,000円の計上、前年度と比較して1万6,000円の減でございます。

続いて、26ページに移ります。12款2項手数料、1目総務手数料72万2,000円の計上、前年度と比較して9万円の減額でございます。

12款2項2目衛生手数料224万9,000円の計上、前年度と比較して9万7,000円の減額でございます。

12款2項3目農林水産手数料10万9,000円を計上、前年度と同額でございます。

続いて、27ページに移ります。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金3,647万4,000円の計上でございます。前年度と比較して140万1,000円の減額でございます。こちらのほうは、前年度実績から子どものための教育・保育給付費国庫負担金を減額計上しております。

次に、13款1項2目衛生費国庫負担金13万5,000円の計上、前年度と比較して4万5,000円の減額でございます。こちらは、前年度実績により減額計上しております。

次に、13款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金484万6,000円の計上、前年度と比較して295万6,000円の増額でございます。これは、次のページに移りますが、地域公共交通調査事業費国庫補助金を新規計上させていただいております。

同じく28ページになります。13款2項2目民生費国庫補助金71万1,000円の計上、前年度と同額でございます。

13款2項3目衛生費国庫補助金1万円の計上、こちらも前年度同額でございます。

13款2項4目土木費国庫補助金1億502万2,000円の計上、前年度と比較して2,822万2,000円の増額です。これは、2年度より公営住宅等ストック総合改善事業が始まることによりまして大幅な増額ということになっております。

13款2項5目教育費国庫補助金30万5,000円の計上、前年度と比較して7万4,000円の増です。こちらのほうは、理科教育設備整備費補助金を新たに計上させていただいております。

13款3項委託金、1目総務費委託金138万8,000円の計上、前年度と比較して250万6,000円の減。昨年度は参議院議員選挙の委託金がございましたので、本年度は大幅な減となっております。

続いて、29ページに移ります。14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金2,411万3,000円の計上、28万3,000円の増でございます。

続いて、14款1項2目衛生費道負担金6万7,000円の計上、前年度と比較して2万3,000円の減額でございます。

続いて、30ページにかけてでございますが、14款2項道補助金、1目総務費道補助金457万6,000円の計上、前年度と比較して7万7,000円の減額になります。

14款2項2目民生費道補助金190万3,000円の計上、前年度と比較して3万9,000円の減でございます。

14款2項3目衛生費道補助金5万4,000円の計上、前年度と同額でございます。

14款2項4目農林水産業費道補助金2,673万円の計上、前年度と比較しまして296万6,000円の増でございます。増の理由としては、基幹水利施設管理事業補助金及び環境保全型農業直接支援対策事業補助金などが増額になっていることによるものでございます。

続いて、31ページになります。14款2項5目教育費道補助金70万8,000円の計上、前年度と比較しまして25万8,000円の減額でございます。前年度実績により減額計上しております。

14款3項委託金、1目総務費委託金177万6,000円の計上、前年度と比較しまして167万円の減です。元年度は北海道知事、北海道議会議員選挙の委託金があったため、本年度は大幅

な減額となっております。

14款3項2目諸統計委託金76万7,000円の計上、前年度と比較いたしまして34万6,000円の増。令和2年度につきましては国勢調査があるため、大幅な増額となっております。

14款3項3目土木費委託金86万1,000円の計上、前年度と比較して3万4,000円の増でございます。

続いて、32ページに移ります。15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入784万5,000円の計上、前年度と比較して8万4,000円の増でございます。

14款1項2目利子及び配当金27万2,000円の計上、前年度と比較して14万3,000円の減でございます。こちらのほうは、公共施設整備基金等の利子が減額となっていることによるものでございます。

続いて、33ページです。15款2項財産売払収入、1項不動産売払収入1,000円の計上、前年度と同額でございます。

15款2項2目物品売払収入1,000円の計上、こちらも前年度と同額です。

続いて、34ページに移ります。16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金1億3,005万1,000円の計上、前年度と比較して2,000万円の増額としております。こちらは、ふるさと納税の実績が伸びているということから増額計上させていただいております。

16款1項2目指定寄附金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、35ページです。17款繰入金、1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

17款2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億2,100万円の計上、前年度と比較して1億3,700万円の増額でございます。これは、収入不足を基金繰入れで補うものでございます。

17款2項2目公共施設整備基金繰入金、こちらのほうはゼロ円の計上、前年度と比較して1億6,700万円の減額です。歳入不足に対しましては、令和元年度におきましては公共施設整備基金でも対応しておりましたが、基金運用の観点から、本年度は財政調整基金と減債基金で対応するため、こちらのほうは計上しておりません。

17款2項3目さくら・もみじ基金繰入金295万2,000円の計上、前年度と比較して358万1,000円の減額。これは、事業量の減によるものでございます。

17款2項4目移住・定住支援事業基金繰入金300万円の計上、前年度と比較して900万円の減。令和2年度につきましては、1件分の仮申請があることから、1件分のみ計上させていただいております。

17款2項5目森林環境譲与税基金繰入金467万2,000円の計上、新規計上でございます。これも先ほど述べたとおりで、当面利用予定のない金額については基金に積んでいくこととしております。

続いて、36ページに移ります。17款2項6目減債基金繰入金1億2,200万円の計上、前年度と比較して同額の増でございます。内訳は先ほど述べたとおりでございます。

続いて、37ページです。18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,000万円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、38ページです。19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

19款1項2目加算金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

19款2項村預金利子、1目村預金利子、000円の計上、前年度と同額でございます。

19款3項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入22万円の計上、前年度と同額でございます。

19款3項2目後志広域連合受託事業収入3,676万1,000円の計上、前年度と比較して969万2,000円の減額でございます。こちらのほうは、地域支援事業の歳出の減に伴う減額でございます。

続いて、39ページです。19款3項3目農林水産業費受託事業収入11万8,000円の計上、前年度と比較して7,000円の減でございます。

19款3項4目民生費受託事業収入2万円の計上、新規計上でございます。昨年度までは雑入として処理しておりましたが、2年度は新たに科目設定をさせていただきました。

19款4項雑入、1目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費高額療養費18万6,000円の計上、前年度と比較して41万5,000円の減。これは、前年度実績の見込額による減額でございます。

19款4項2目乳幼児医療費高額療養費1,000円の計上、前年度と同額でございます。

19款4項3目宝くじ交付金収入103万8,000円の計上、前年度と比較して89万7,000円の減。これも前年度実績見込みによる減額でございます。

19款4項4目老人保健事業費支払基金交付金ゼロ円の計上、前年度と比較して1,000円の減。こちらのほう、老人保健制度が終了してから当面の間ということで予算科目設定を行ってまいりましたけれども、制度終了より12年を経過して、今後も見込みがないことから、本年度から予算計上しないこととさせていただきました。

19款4項5目保健福祉関係収入2万1,000円の計上、前年度と同額でございます。

19款4項6目雑入1,527万7,000円の計上、前年度と比較いたしまして124万8,000円の減額。これも前年度実績見込みにより減額とさせていただきました。

続いて、41ページになります。20款村債、1項村債、1目過疎対策事業債8,350万円の計上、前年度と比較しまして260万円の増額でございます。これは、2年度より新たに赤井川村公共交通バス運行業務を対象としていることによるものでございます。

20款1項2目臨時財政対策債3,705万円の計上、前年度と比較しまして1,045万円の減額。前年度実績見込みにより減額をさせていただいております。

20款1項3目緊急自然災害防止対策事業債280万円を計上、こちらは新規計上でございます。こちらは昨年度創設された制度で、自治体が緊急自然災害防止対策事業計画を策定しまして、この計画に基づく整備を行う際に対象となるもので、交付税措置率は70%でございます。

す。2年度は共栄の沢川護岸復旧工事を対象としております。工事内容につきましては、後ほど担当課より歳出の中で説明をさせていただきます。

20款1項4目緊急防災・減災事業債4,480万円を計上、こちらも新規計上でございます。こちらは平成29年度創設された制度で、東日本大震災を受けまして自治体が喫緊の課題である防災拠点施設や指定避難所の生活環境整備等に充てられるもので、こちらも交付税措置率70%でございます。2年度は指定避難所でもある健康支援センターの緊急発電設備工事とWi-Fi工事を対象としております。工事内容につきましては、後ほど担当課より歳出の中で説明を申し上げます。

20款1項5目公営住宅建設事業債2,750万円の計上、こちらも新規計上でございます。公営住宅の建設や改修を対象とした事業債で、いわゆる補助裏債のため交付税措置はありません。2年度は村営緑丘団地全体的改善工事を対象としております。工事内容につきましては、後ほど担当課より歳出の中で説明を申し上げます。

次に、42ページでございます。廃目です。ゴルフ場利用税交付金、こちらのほうは現時点で村内にゴルフ場がなく、当面再開の見込みもないことから、収入の見込みがないと判断いたしまして、廃目といたしました。

以上で令和2年度一般会計予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

◎延会の議決

○議長（岩井英明君） 山口議員。

○7番（山口芳之君） 提案理由の途中でございますが、今日はこの辺で説明を取りやめていただいて明日にさせていただきたいと思っておりますので、そういう提案をさせていただきました。お計らい願いたいと思っております。

○議長（岩井英明君） ただいま山口議員より本日の会議はこのくらいにして明日に延会ということでございますが、皆さん、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。異議なしと認めますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（岩井英明君） それでは、本日はこれにて延会することにさよう決定いたしましたので、本日はこれで延会といたします。

なお、次回の開催は3月10日、明日の10時より開議いたしますので、出席願いたいと思っております。

ご苦労さまでございます。

（午後 3時50分延会）